



東吾妻町国土強靱化地域計画

災害に強く、安全で暮らしやすいまち

～自助・共助・公助の連携による地域ぐるみの防災まちづくり～

令和7年3月

東 吾 妻 町

目 次

第1章	序論	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置付け	3
3.	計画期間	3
4.	本町の位置・地勢	4
5.	本町で想定される自然災害	6
第2章	強靱化の基本的な考え方	16
1.	目指すべき将来の地域の姿	16
2.	基本目標	16
3.	基本的な方針	17
第3章	脆弱性評価	18
1.	評価の枠組み及び手順	18
2.	脆弱性評価の結果	24
第4章	強靱化の推進方針	96
1.	施策における推進方針や主な事業の整理	96
2.	施策の重点化	126
3.	K P I（重要業績評価指標）の設定	128
第5章	計画の推進	130
1.	他計画等の見直し	130
2.	計画の推進と進行管理	130

第Ⅰ章 序論

Ⅰ．計画策定の趣旨

国においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年（2013 年）12 月に大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」といいます。）が公布・施行され、平成 26 年（2014 年）6 月には、基本法に基づき、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国の基本計画」といいます。）が策定されました。

基本法第 13 条では、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」といいます。）を（中略）定めることができる。」と規定されています。

また群馬県においては、国の基本計画との調和を保ちながら、本県における施策を総合的、計画的に推進するために「群馬県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」といいます。）を、平成 29 年（2017 年）3 月に策定しました。

以上のことから、本町においても、基本法に基づき、「国の基本計画」や「県地域計画」との調和を保ちながら、大規模自然災害等が発生しても、被害を最小限に抑え、迅速に復旧・復興できる、強さとしなやかさを備えた地域・経済社会の構築に向け、本町の強靱化を推進するための「東吾妻町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」といいます。）を策定することとしました。

さらに令和 5 年 3 月、令和 6 年 3 月、令和 7 年 3 月には、別紙 2「東吾妻町の国土強靱化に関する交付金・補助金対象事業一覧」を中心に事業の整理をおこない、本計画に記載されている事業については同様に更新を図りました。

【国土強靱化の考え方】

国土強靱化とは、大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「レジリエンス（強さとしなやかさ）」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくことです（図1）。

国土強靱化を進めることで、災害が起きたときには「被害が少なくて済む」、復興するときには「すみやかに回復する」という利点があります（図2）。

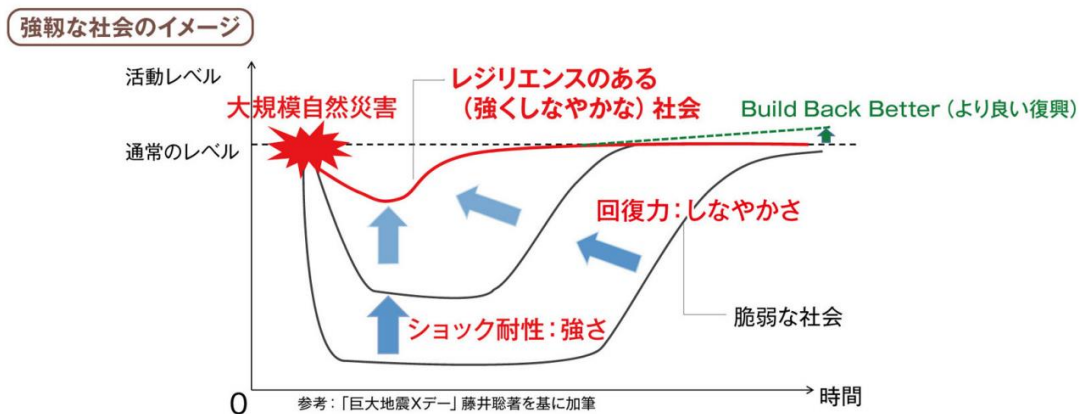


図1 強靱な社会のイメージ（引用：内閣官房「国土強靱化進めよう！」）



図2 国土強靱化による利点（引用：内閣官房「すすめよう災害に強い国づくり」）

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法の規定に基づき本町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、基本法第13条では、国土強靱化地域計画は国土強靱化の観点から、地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものとされています。

このため、本町を包含する県土全域に係る「県地域計画」との調和を保つとともに、「東吾妻町第2次総合計画」（以下「町総合計画」といいます。）や「東吾妻町地域防災計画」（以下「町地域防災計画」といいます。）等とも整合・調和を図りながら、国土強靱化に関して、本町における様々な分野の計画等の指針となる計画として位置付けるものです。（図3）。

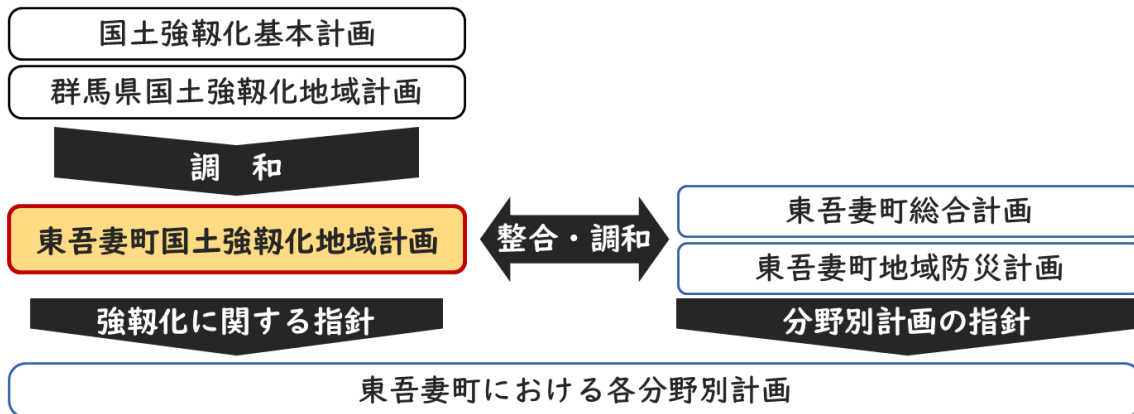


図3 計画の位置付け

3. 計画期間

令和4年（2022年）度を始期とし、「国の基本計画」及び「県地域計画」の見直し、社会経済情勢等の変化、強靱化施策の推進状況及び「町総合計画」及び「町地域防災計画」の見直し等を踏まえ、必要に応じて所要の変更を加えるものとします。

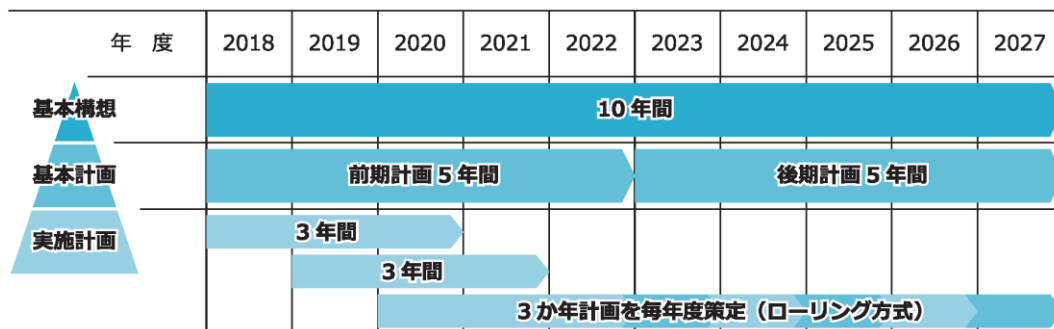


図4 東吾妻町第2次総合計画における構成・計画期間（引用：町総合計画）

4. 本町の位置・地勢

本町は、群馬県の北西部に位置し、隣接する中之条町や長野原町など周辺6町村で吾妻郡を形成しています。本町の総面積は253.91km²、東西約28km、南北約16kmで、前橋市中心部からは約40km、東京都心からは約170kmの距離にあります。

周囲には上毛三山のひとつ榛名山や浅間隠山など標高1,000m以上の山々が連なっています。また、歴史にその名を遺す岩櫃山が市街地を見下ろし、特徴的な風景をつくっています。山々は豊かな水をもたらし、環境省の名水百選に選定された箱島湧水や、名勝吾妻峡を有する吾妻川などの美しい景観をつくっています。

鉄道は、東に隣接する渋川市の渋川駅と嬭恋村の大前駅をつなぐJR吾妻線が通り、群馬原町駅、郷原駅、矢倉駅、岩島駅の4つの駅があります。

主要道路は、国道145号、406号が通り、各方面から県道が隣接しています。

高速道路は、渋川市の関越自動車道・渋川伊香保インターチェンジが最寄りとなっていますが、渋川伊香保インターチェンジ付近から本町を通り長野県の上信越自動車道に向かう高規格道路として、総延長約80kmの上信自動車道の整備が進んでおり、この開通による高速道路へのアクセス性や利便性の向上が期待されています。

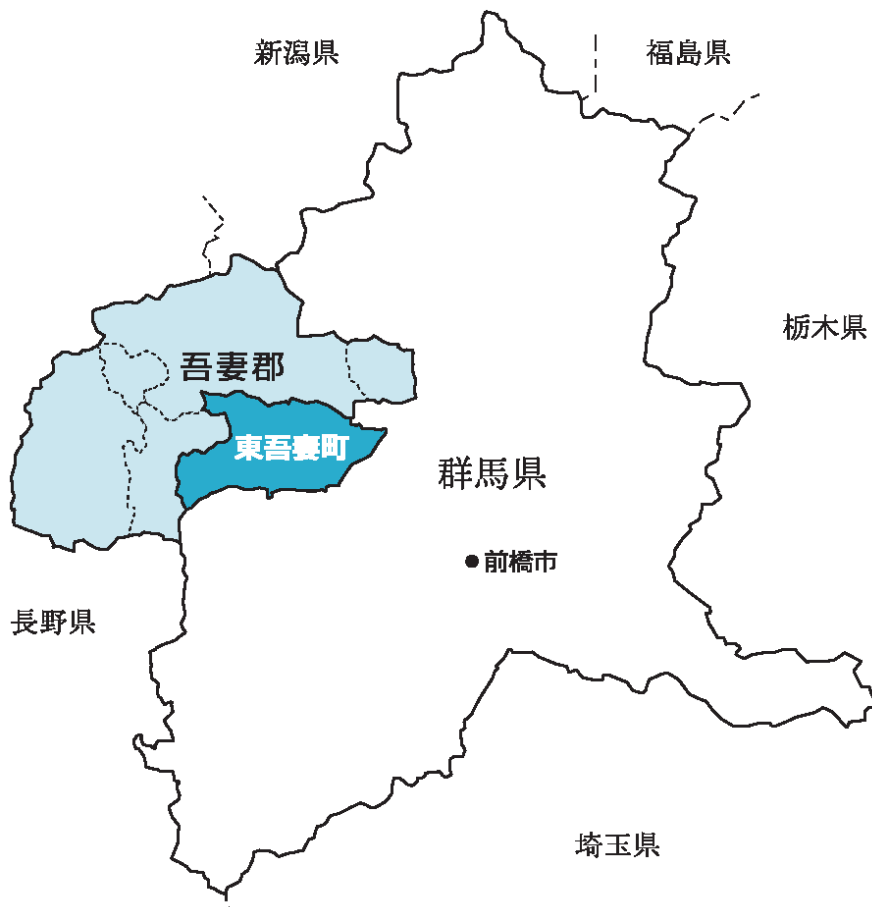


図5 本町の位置（引用：町総合計画）

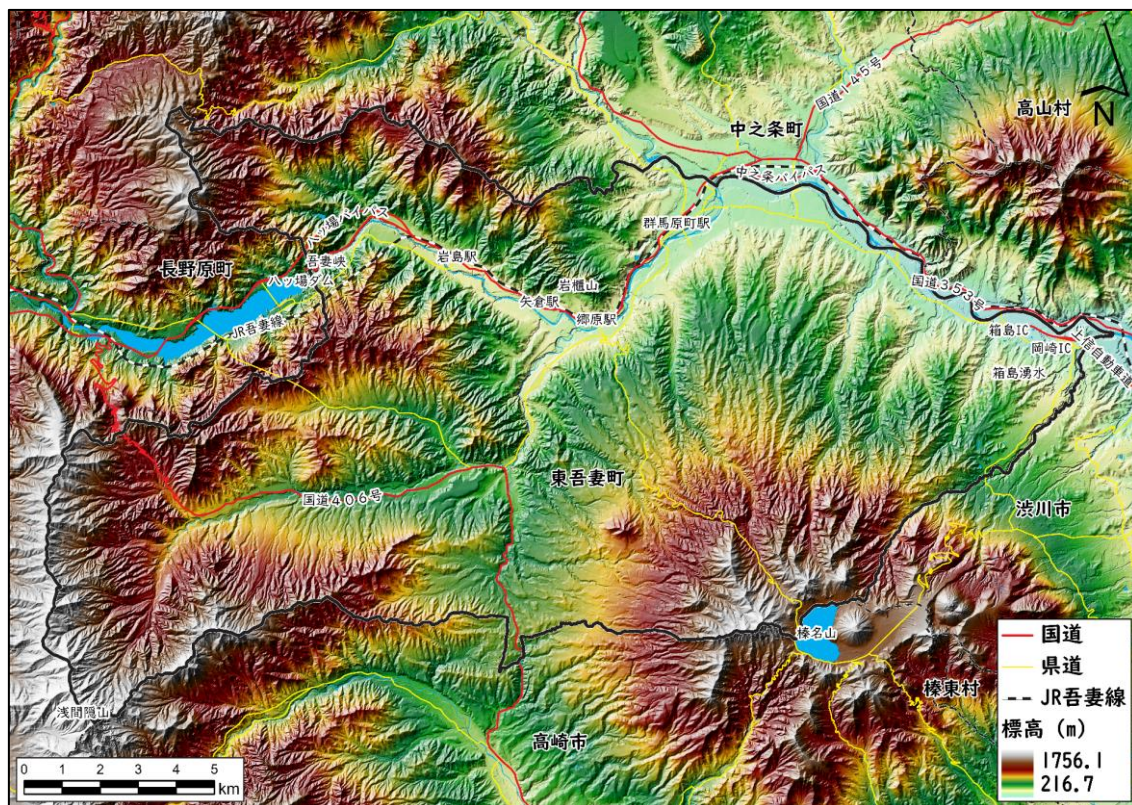


図6 本町の地勢

この地図の作成にあたっては基盤地図情報及び数値地図（国土基本情報 20 万）を使用しています。

「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R 3JHs 478」

5. 本町で想定される自然災害

主に「町地域防災計画」に掲載されている情報をもとに、本町で想定される災害の様相や過去に発生した災害をまとめます。

(1) 地震災害

群馬県地震被害想定調査において被害予測をおこなう想定地震は、発生確率が“低い”あるいは“不明”ですが、活動した場合に大きな被害を及ぼす可能性のある「関東平野北西縁断層帯主部」、「太田断層」や「片品川左岸断層」の3つの活断層（帯）による地震を対象としています。

このうち、本町では本町に最も大きな被害をもたらすと考えられる「関東平野北西縁断層帯主部による地震」を想定地震としました。

表1 想定地震のパラメータ

想定地震名	マグニチュード	震源断層モデルの長さ (km)	震源断層モデルの上端深さ (km)	地震タイプ
関東平野北西縁断層帯主部による地震	8.1	82	5	活断層による地震

(引用：町地域防災計画)

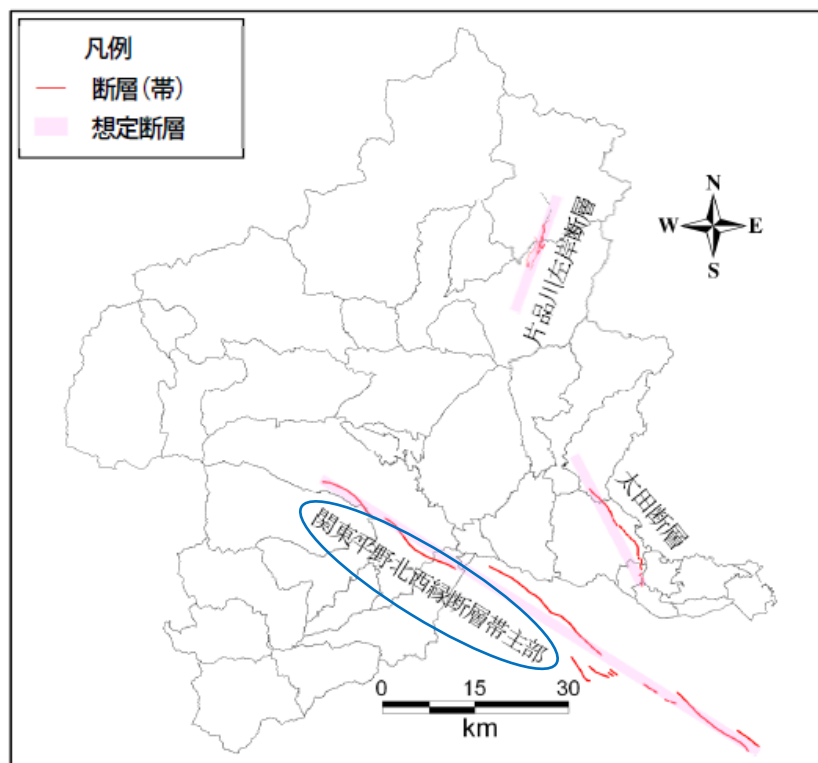


図7 想定震源の位置 (引用：町地域防災計画)

関東平野北西縁断層帯主部によるマグニチュード 8.1 の地震の場合の震度状況は図 8 のとおりです。本町は、震度 5 強の範囲が広く分布しているほか、震度 6 弱の区域も一部みられます。

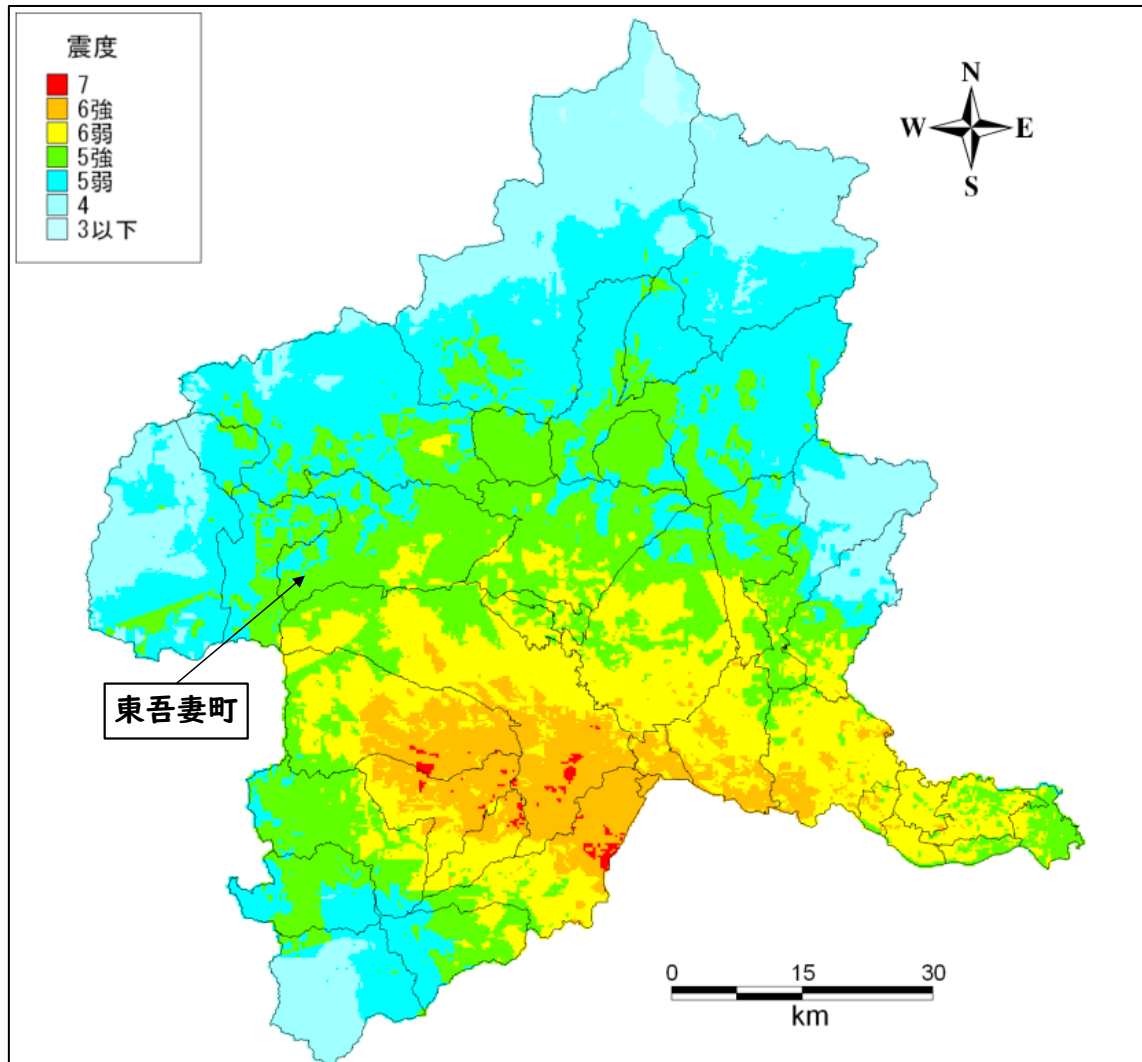


図 8 関東平野北西縁断層帯主部による地震(M8.1)の地表震度分布図

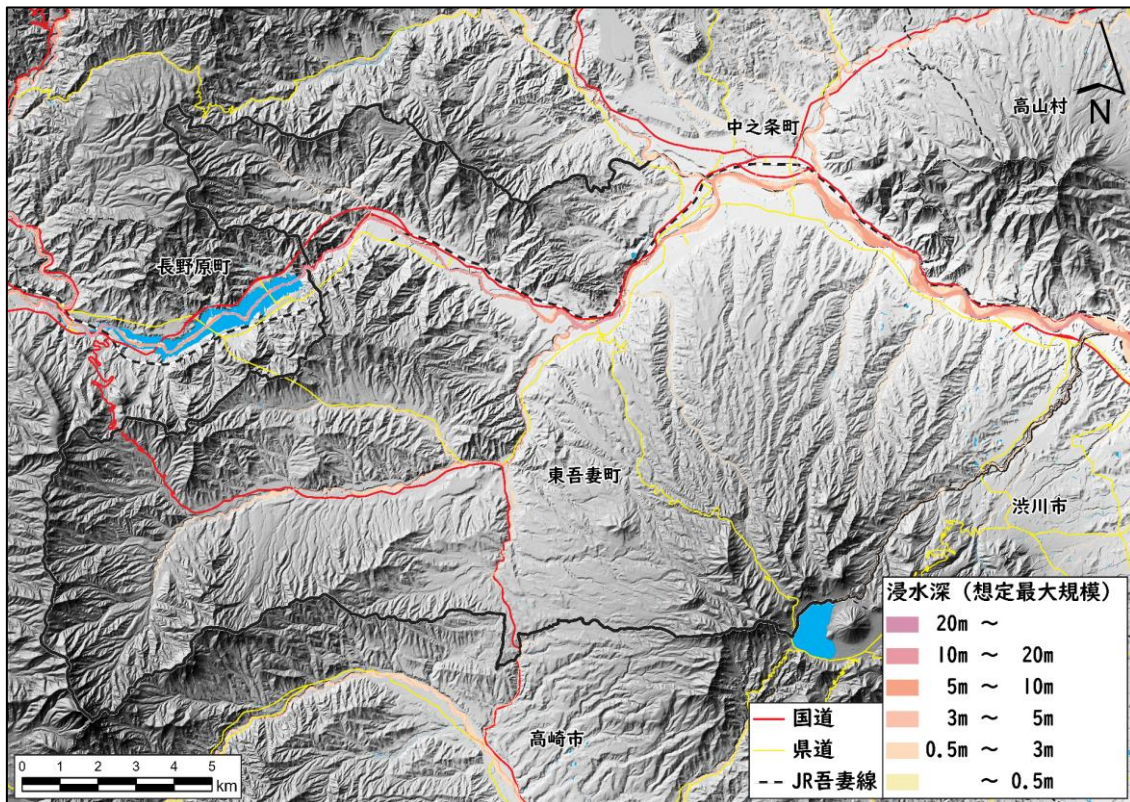
(引用：群馬県地震被害想定調査報告書 平成 24 年 6 月)

(2) 洪水災害

平成 28 年（2016 年）台風第 10 号による岩手県小本川の被災など、中小河川でも水害が頻発しています。このことから、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、群馬県は県全域の県管理河川を対象として、平成 30 年（2018 年）3 月時点のデータを基に「水害リスク想定マップ」を作成・公表しています。

本町では、吾妻川をはじめとした一級河川も対象に含まれており、下図のとおり浸水が想定されています。

※図には、ハッ場あがつま湖（ハッ場ダム）が着色されていますが、「水害リスク想定マップ」ではハッ場ダムによる効果は反映されていません（ハッ場ダムの完成は、令和 2 年 3 月 31 日）。



第1章 序論

図9では、ハッ場ダムによる効果が反映されていませんが、ハッ場ダムの完成を受けて、令和2年（2020年）6月に国土交通省利根川ダム統合管理事務所が「ダム下流河川における浸水想定図」を作成・公表しています。これによると、ハッ場ダムの効果により、浸水範囲や浸水深が減少していることも確認できます。

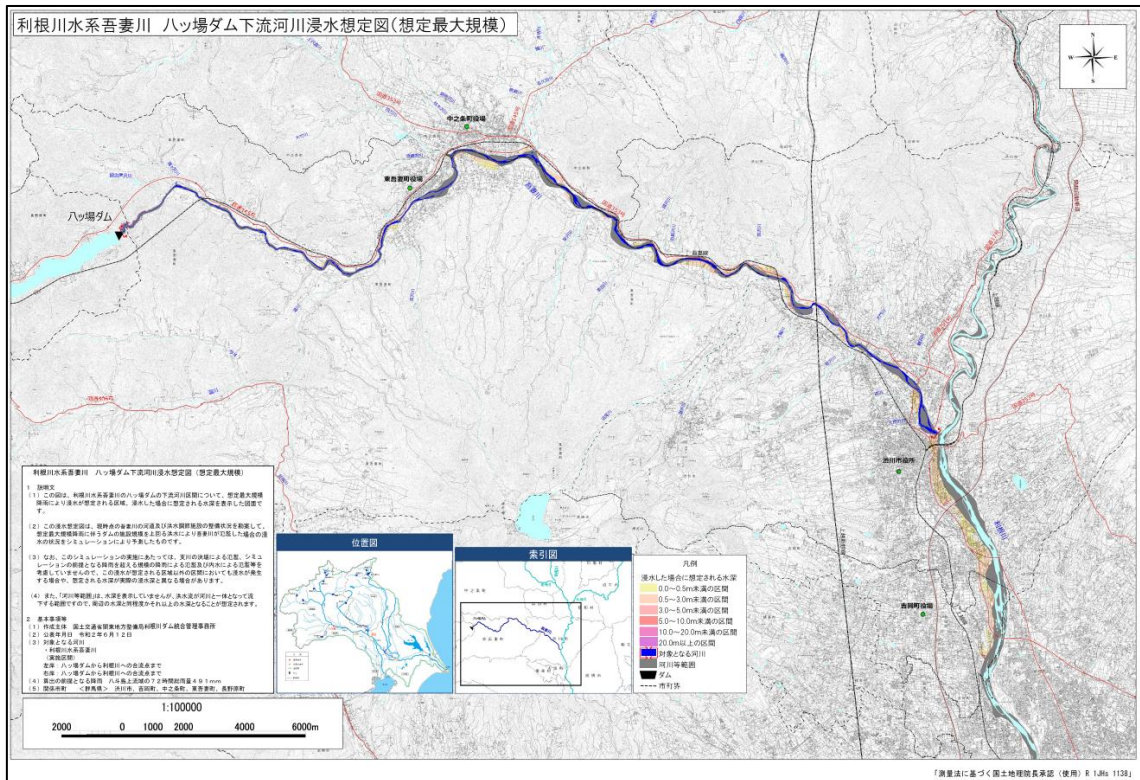


図10 ハッ場ダム下流河川浸水想定図（想定最大規模）

（ダム下流河川における浸水想定図とは）

- ・ 現時点の河川の整備状況を前提として、想定し得る最大規模の降雨がダム上流域に生じ、その洪水がダムやダムの下流河川に流出し、川から氾濫した場合に浸水が想定される範囲、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに家屋の倒壊・流出をもたらすような氾濫流や河岸浸食が発生することが想定される範囲を示した平面図のこと
- ・ 支川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、内水による氾濫等は考慮されていない

(3) 土砂災害

群馬県では、県内における土砂災害の発生するおそれのある危険箇所（7,635 箇所）について、砂防基礎調査結果に基づき、県民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある範囲を明らかにしてきました。また、市町村地域防災計画に基づく災害情報の伝達や早期避難の体制整備を図るとともに、特に家屋等の建築物に損壊が生じ、生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域への住宅等の新規立地の抑制や建築物の構造規制などのソフト対策を推進しています。

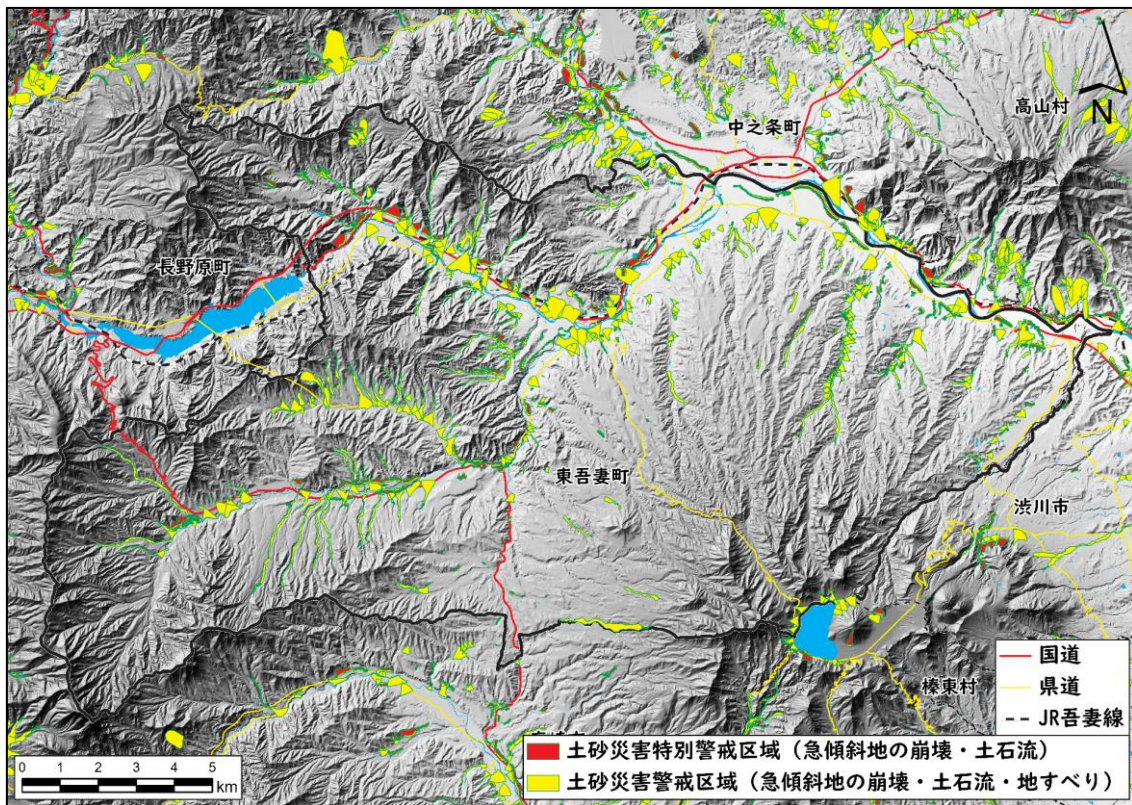
県内における土砂災害警戒区域等の指定は平成 26 年（2014 年）10 月に完了し、本町においては、令和 3 年（2021 年）3 月に見直しがされました。

土砂災害警戒区域等の指定状況を表 2 に、町内で土砂災害が想定される区域を図 11 に示します。

表 2 東吾妻町内の土砂災害警戒区域等の指定状況（令和 7 年（2025 年）3 月 31 日時点）

種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	312	308
土石流	248	195
地すべり	8	0
計	568	503

（引用：群馬県 HP）



第1章 序論

(4) 過去における災害記録

本町をはじめとする群馬県においては、過去に様々な災害種別による被害を受けています。毎年のようにリスクにさらされている風水害（洪水・土砂災害）が多くを占めますが、その他にも、火山噴火に伴う被害や雪害が確認されています。

「町地域防災計画」で整理されている、県資料等で確認された過去の災害について、表3～表5に記載します。

(ア) 風水害

過去に発生した風水害のうち、本町も含め、県内の被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは、次のとおりです。

表3 主な風水害 (1/2)

年	月日	災害種別	地域	被害状況
昭和10年 1935年	9月24日 ～25日	台風 及び 副低気圧	県全域	死者218人、負傷者190人、行方不明者39人、家屋全壊467戸、半壊460戸、流失859戸、床上浸水4,011戸、床下浸水13,320戸、堤防決壊380箇所、橋梁流失200箇所、道路損壊800箇所、田畑流失浸水8,636町、稲作風水害9,050町
昭和22年 1947年	9月14日 ～15日	カスリーン台風	県全域	紀伊半島南海上より北進し、房総をかすめた台風で降水量が多く、既往の大水害である。 死者592人、負傷者1,231人、行方不明107人、家屋全壊1,936戸、半壊1,948戸、床上浸水31,247戸、床下浸水39,808戸、水田流失5,063町歩、田畑冠水24,403町歩、畑流失5,255町歩、堤防決壊341箇所、橋梁流失336箇所、道路損壊484箇所、鉄道被害178件、稲作被害22,300町、減収量23万石
昭和24年 1949年	8月30日 ～9月1日	キティ台風	県全域	八丈の西方より北上し前橋の西方を通り、佐渡の東へ抜けた台風。 死者44人、負傷者89人、行方不明5人、家屋全壊326戸、半壊1,834戸、流失114戸、床上浸水758戸、床下浸水2,535戸、水田流失494町、水田冠水1,216町、堤防決壊193箇所、橋梁流失339箇所、道路損壊555箇所、鉄道被害50箇所、稲作被害19,210町、減収量66万石
昭和34年 1959年	8月12日 ～14日	台風第7号	県全域	駿河湾から富士川河口付近に上陸し、長野の西を通り直江津から日本海へ抜けた台風 死者7人、負傷者26人、行方不明3人、家屋全壊90戸、半壊280戸、流失7戸、一部損壊1,546戸、床上浸水126戸、床下浸水1,369戸、水田流失11ha、畑流失11ha、橋梁被害18箇所、道路損壊280箇所、がけ崩れ163箇所、鉄道被害6箇所
〃	9月26日 ～27日	伊勢湾台風	県全域	伊勢湾に大きな被害を出した台風で、県内でも風雨とも強く、死者10人、負傷者27人、家屋全壊536戸、半壊1,826戸、一部損壊8,226戸、床上浸水847戸、床下浸水5,254戸、農産物被害52,200ha、田畑冠水567ha、堤防決壊4箇所、橋梁流失13箇所、道路損壊52箇所、がけ崩れ33箇所、通信施設被害1,894件、被世帯数3,004戸
昭和41年 1966年	9月24日 ～25日	台風第26号	県全域	24日夜半頃に御前崎付近に上陸した後、25日3時前後に群馬県の中央部を通過した台風で、死者15人、負傷者92人、家屋全壊447戸、流失2戸、全焼4戸、半壊1,436戸、一部損壊19,332戸、床上浸水519戸、床下浸水3,143戸、田畑冠水5,729ha、堤防決壊240箇所、橋梁流失17箇所、道路損壊244箇所、土石流等10箇所

(引用：群馬県地域防災計画、吾妻川流域情報マップ(利根川水系砂防事務所))

第1章 序論

表3 主な風水害(2/2)

年	月日	災害種別	地域	被害状況
昭和56年 1981年	8月22日 ～23日	台風第15号	県全域	大型の台風で強風と強雨を伴い、県内各地に被害をもたらした。死者1人、負傷者2人、家屋全壊6戸、半壊6戸、一部損壊132戸、床上浸水176戸、床下浸水2,293戸、文教施設損壊10件、農地被害17.54ha、農業用施設被害254件、林道被害89箇所、治山被害10箇所、林産被害114箇所、土木施設被害2,427件、農作物被害5,797.1ha、山崩れ437件
昭和57年 1982年	7月31日 ～8月2日	台風第10号	県全域	台風の本州横断により激しい暴風雨に見舞われ、土砂崩れ等多くの死傷者を出した。吾妻郡六合村では豪雨による土砂崩れにより、国道292号と県道が寸断され、孤立状態となったため、4日陸上自衛隊のヘリコプターが食料と軽油の空輸を行った。死者5人、行方不明1人、負傷者52人、家屋全壊56戸、半壊219戸、一部損壊3,621戸、床上浸水613戸、床下浸水5,121戸、田畑冠水3,317.22ha、田畑流失埋没20.55ha、文教施設損壊55件、道路損壊1,734箇所、橋梁損壊68箇所、河川損壊2,162箇所、崖崩れ1,220箇所、鉄道不通8箇所、通信被害1,541箇所、砂防被害109箇所
平成13年 2001年	9月9日 ～11日	台風第15号	県全域	台風の影響で、県内は激しい風雨に見舞われ、各地で被害が相次いだ。上信越自動車道では点検作業中の作業員が土砂崩れに巻き込まれ、2人が死亡し、3人が負傷した。嬭恋村では、万座川に男性が流され行方不明。また、万座温泉へ通じる道路が不通となり、観光客ら780人余りが足止めされた。死者3人、行方不明者1人、負傷者3人、床上浸水11戸、床下浸水111戸、農業被害123ha
平成19年 2008年	9月5日 ～7日	台風第9号	県全域	台風に伴う雨により、降雨量が多く被害も甚大だったが、死者・行方不明者はいなかった。負傷者4人、家屋全壊6戸、半壊39戸、一部損壊13戸、床上浸水62戸、床下浸水223戸、田畑冠水278ha、田畑流失埋没70ha、文教施設損壊8件、道路損壊723箇所、橋梁損壊3箇所、河川損壊125箇所、崖崩れ155箇所、鉄道不通2箇所、砂防被害1箇所、通信被害48箇所、停電5,812戸、断水3,873戸
令和元年 2019年	10月12日 ～13日	令和元年 東日本台風 (台風第19号)	県全域	死者4人、重傷1人、軽傷8人、住家全壊22棟、半壊296棟、一部破損572棟、床上浸水22棟、床下浸水112棟、非住家公共建物3棟、その他76棟、田畑流出・埋没76.99ha、学校被害11棟、道路損壊335箇所、橋梁損壊4箇所、河川損壊318箇所、砂防被害39箇所、崖崩れ21箇所、水道5368箇所、停電6,800戸、土石流45箇所、地すべり1箇所

(引用：群馬県地域防災計画、吾妻川流域情報マップ(利根川水系砂防事務所))

第1章 序論

(イ) 火山災害

浅間山は代表的な日本の活火山であり、天仁（1108年）や天明（1783年）の噴火をはじめ、多くの火山災害をもたらしてきました。近年では、平成21年（2009年）に小規模な噴火が発生し、首都圏や伊豆大島への降灰も観測されました。

表4 主な火山災害（1/2）

火山名	年	月日	要因	詳細
草津白根山	昭和7年 1932年	10月1日	噴火	湯釜北東壁に大小10余個の火孔を生じ、この割目は最長500mに達し水蒸気を噴出した。湯釜の水は、火山灰及び硫黄を交え泥流となり毒水沢に流出した。また、草津でわずかに降灰があった。 火口付近で死者2名、負傷者7名、山上施設破損甚大
	昭和17年 1942年	2月2日	噴火	火口付近の施設破損
	昭和46年 1971年	12月27日	硫化水素ガス噴出	温泉造成のボーリング孔のガス(硫化水素)もれによる中毒死、死者6名
	昭和51年 1976年	8月3日	滞留火山ガス発生	本白根山白根沢(弁天沢)で滞留火山ガスにより登山者3名死亡
	昭和58年 1983年	11月13日	噴火	1時40分と12時08分の2回湯釜で水蒸気爆発 人頭大の噴石を600m～700mの範囲に放出。降灰は東南東に流れ、渋川まで達した。洞釜北側火口壁下部に亀裂(幅30cm、長さ45m)を生じた。 駐車場、道路、地震計用埋設ケーブル等が損壊
	平成30年 2018年	1月23日	噴火	9時59分に本白根山の鏡池付近で水蒸気噴火が発生し、草津国際スキー場において、噴石による被害発生及びロープウェーの停止に伴い81名が取り残されたもの。 噴煙は東方向に流れ、本白根山から北東に約8kmの中之条町で降灰が確認された。 噴石の直撃により、死者1人、重傷3人、軽傷8人の人的被害が発生した。
浅間山	享保6年 1721年	6月22日	噴石	登山者15名死亡、重傷者1名
	天明3年 1783年	8月5日	火砕流、 岩屑なだれ、 溶岩流	天明大噴火。吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、北麓に流下、下流では泥流に変化して吾妻川を塞ぎ、決壊し利根川流域の村落を流失した。 鎌原火砕流発生直後に鬼押出溶岩が北側斜面を流下。死者1,151名、流失家屋1,061棟、焼失家屋51棟、倒壊家屋130余棟
	享和3年 1803年	11月7日	噴石	分去(わかさり)茶屋倒壊
	※1900年（明治33年）頃～1983年（昭和57年）頃まで爆発・噴火により、ガラス戸、障子破損被害等が継続したが、このうち人的被害のあったものは以下のとおりである。			
			噴石・空振	明治44年（1911年）5月8日：噴石により死者1名、負傷者2名。空振による家屋の被害
			噴石	明治44年（1911年）8月15日：死者2名、重軽傷者数十名
			噴石	大正2年（1913年）5月29日：登山者1名死亡、負傷者1名
			噴石	大正9年（1920年）12月14日：峰の茶屋焼失
			噴石・空振	昭和3年（1928年）2月23日：噴石により分去(わかさり)茶屋焼失、屋根の破損多数。群馬県倉沢村川浦で風に流されて降る噴石により児童負傷。山麓で空振のため戸障子破損
			噴石	昭和5年（1930年）8月20日：火口付近で死者6名

（引用：気象庁火山災害年表、群馬県地域防災計画、平成28年度消防防災年報）

第1章 序論

表4 主な火山災害（2/2）

火山名	年	月日	要因	詳細
浅間山			噴火	昭和6年（1931年）8月20日：登山者遭難3名（重症1名、負傷2名）
			噴火	昭和11年（1936年）7月29日：登山者1名死亡
			噴石	昭和11年（1936年）10月17日：登山者1名死亡
			噴石、降灰	昭和13年（1938年）7月16日：登山者若干名死亡。農作物被害
			噴石	昭和16年（1941年）7月13日：死者1名、負傷者2名
			噴石	昭和22年（1947年）8月14日：湯の平で山火事、登山者11名死亡
			噴火	昭和24年（1949年）8月15日：噴火時に転倒して登山者4名負傷
			噴石・空振	昭和25年（1950年）9月23日：登山者1名死亡、負傷者6名。山麓でガラス破損
			噴石	昭和36年（1961年）8月18日：行方不明1名。耕地、牧草に被害
	平成16年 2004年	9月1日 ～12月	空振・降灰	中爆発、噴煙の高さは雲のため不明、軽井沢測候所で大きな爆発音と空振（205Pa）を観測。火口周辺に直径3～4mの噴石、火口の北東6km近に3cm程度の火山礫降下。北東方向の燐恋村をはじめ、県内13市町村及び栃木県、福島県の一部にも降灰。その後、9月23日、9月29日、11月14日にも中爆発農作物、ガラス等に被害
	平成21年 2009年	2月2日	空振・降灰	小規模な噴火が発生し、噴煙の高さが火口縁上約2,000mに達して南東方向に流れ、長野県軽井沢町のほか、埼玉県、東京都、神奈川県等関東地方南部及び伊豆大島でも降灰が確認された。弾道を描いて飛散する大きな噴石が山頂火口の北西1～1.2km程度まで達した。その後、5月27日までに、ごく小規模な噴火が十数回発生した。降灰により農作物に被害

（引用：気象庁火山災害年表、群馬県地域防災計画）

（ウ）雪害

本町において発生した雪害のうち、被害の大きかったもの又は社会的に影響の大きかったものは次のとおりです。

表5 主な雪害

要因	発生日	積雪量	警報・注意報の発表	本町の被害状況
大雪	平成26年 2014年 2月14日～15日	前橋市73cm （歴代1位） 草津162cm （歴代1位）	14日：大雪警報、なだれ注意報の発表 15日：風雪注意報の発表	負傷者1人（重傷）、全壊1棟（非住家）、住宅やパイプハウス等の農業施設に被害 孤立化集落の発生、災害救助法の適用

（引用：前橋地方気象台）

第2章 強靱化の基本的な考え方

1. 目指すべき将来の地域の姿

本計画は「町総合計画」及び「町地域防災計画」との調和・整合を図ることから、町総合計画基本計画及び町地域防災計画防災ビジョン等の目標・ビジョンに則り、「目指すべき将来の地域の姿」を、以下のとおり設定します。

災害に強く、安全で暮らしやすいまち
～自助・共助・公助の連携による地域ぐるみの防災まちづくり～

2. 基本目標

「国の基本計画」及び「県地域計画」を踏まえ、4つの基本目標を設定します。

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- 3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- 4 迅速な復旧・復興

3. 基本的な方針

本町の強靱化を進めるに当たっての基本的な方針は、「国の基本計画」及び「県地域計画」を踏まえ、次のとおりとします。また、本町の取り組みに当たっては、国や群馬県、民間の取り組みと連携して、総合的に推進することとします。

(1) 取り組み姿勢

- ①本町の強靱性を損なう本質的原因を地理的・地形的・気象的特性のみならず、人口の減少や人口構成の変化などあらゆる側面から検討しつつ、取り組みにあたること
- ②時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること
- ③本町の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力や適応力を強化すること

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ④災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化や代替施設の確保等のハード対策と防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進すること
- ⑤「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、国、県、住民や民間事業者等と適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ⑥非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ⑦人口の減少等に起因する町民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ⑧既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること
- ⑨限られた資金を最大限に活用するため、国の施策や民間資金の積極的な活用を図ること
- ⑩施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑪人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、町内各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ⑫女性、高齢者、子ども、障害者や外国人等に十分配慮して施策を講じること

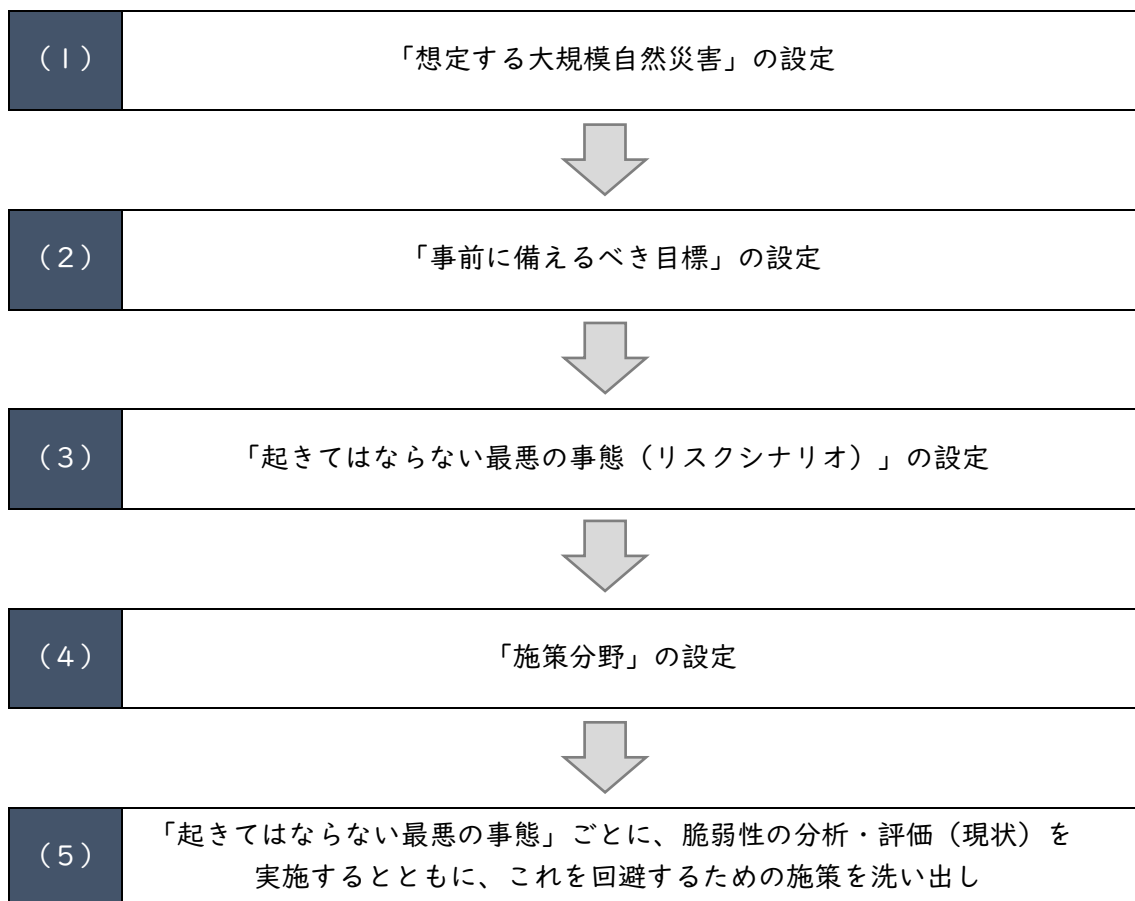
第3章 脆弱性評価

1. 評価の枠組み及び手順

基本法第9条において、国土強靱化に関する施策は、国土強靱化を図る上で必要な事項を明らかにするために、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」といいます。）をおこなった上で策定及び実施されるものとして規定されており、「国の基本計画」及び「県地域計画」においても、脆弱性評価の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本町としても、強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国・県が示した評価手法等を参考に、次の手順により脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価の手順】



(1) 「想定する大規模自然災害」の設定

「国の基本計画」及び「県地域計画」では、想定する自然災害として「大規模自然災害全般」を対象としています。そのため、本町においても、「町地域防災計画」で想定する主な災害を中心に、表6のとおり「大規模自然災害全般」を対象とします。

表6 本町で想定する大規模自然災害

自然災害の種類		災害の規模
地震		関東平野北西縁断層帯主部による大地震を想定 (M8.1、町内最大震度6弱)
台風・梅雨前線等 による豪雨 竜巻・突風	水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定
	土砂災害	記録的な大雨や地震等による大規模土砂災害を想定
	暴風災害	台風や竜巻、突風など大規模暴風災害を想定
火山噴火		浅間山の大規模噴火による降灰を想定
暴風雪・大雪・雪崩		記録的な暴風雪や大雪、大規模な雪崩等による大雪災害を想定
火災		住宅密集地での延焼や林野火災等による大規模火災を想定
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定

(2) 「事前に備えるべき目標」の設定

本町で想定する大規模自然災害（表6）や本町の特色を踏まえ、あらゆるリスクを見据えつつ、どんな事が起ころうとも最悪の事態に陥る事を避けられるように「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとする目標として、8つの「事前に備えるべき目標」を、以下のとおり設定しました。

- A. 直接死を最大限防ぐ
- B. 救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- C. 必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する
- D. 経済活動を機能不全に陥らせない
- E. ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- F. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- G. 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
- H. 災害に強い人づくり・地域づくりをする

(3) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

8つの「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなることが想定される最悪の事態として、34の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

表7に、本町における「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を整理します。

表7 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」(1/2)

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
A	直接死を最大限防ぐ	A-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災（林野火災含む）による多数の死傷者の発生（二次被害を含む）
		A-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者数の発生
		A-3	豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
		A-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		A-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	B-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		B-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		B-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		B-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		B-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生（感染症まん延を含む）
		B-6	観光客等の帰宅困難者の発生
		B-7	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
		B-8	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態
		B-9	消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難
		B-10	住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生
		B-11	福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、福祉避難所の開設ができない
		B-12	車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生

表7 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」(2/2)

事前に備えるべき目標		No.	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
C	必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する	C-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下(感染症まん延を含む)
		C-2	甚大な被害を受けた近隣の市町村や民間企業との相互応援体制が麻痺
		C-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
D	経済活動を機能不全に陥らせない	D-1	サプライチェーンの寸断や用水・エネルギー供給の停止等による経済活動及び市場への物資・食料供給等の停滞
E	ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	E-1	電気・ガス・水道等ライフラインの長期にわたる停止
		E-2	緊急輸送道路等の県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（信号機の全面停止等を含む）
F	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	F-1	治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		F-2	有害物質の大規模拡散・流出
		F-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		F-4	火山噴火の降灰による地域社会への甚大な影響
G	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	G-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		G-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、建設業関連、コーディネーター、ボランティア、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		G-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		G-4	被災者の住居や職の確保等の遅延による避難生活の長期化により生活再建が大幅に遅れる事態
		G-5	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
		G-6	文化財・観光資源の被災等によるブランド力の低下、風評被害等による観光客の大幅な減少
H	災害に強い人づくり・地域づくりをする	H-1	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

(4) 「施策分野」の設定

本計画では効果的に強靱化を推進するため、「県地域計画」における施策分野や「町総合計画」における“まちづくりの基本目標”を踏まえて、以下の7つの個別施策分野を設定しました。

表8 本計画で採用する施策分野

個別施策分野	① 住民と行政の協働 ② 社会基盤の整備 ③ 生活環境の向上 ④ 産業の振興 ⑤ 保健・医療・福祉の充実 ⑥ 教育・文化の充実 ⑦ 行財政改革の推進
--------	--

(5) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する脆弱性評価

本節「(3)「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定」で設定した34項目の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、最悪の事態を回避するために必要となる事項等について、本町の施策の進捗を踏まえた現状分析（脆弱性評価）を実施しました。ポイントは次のとおりです。

①ハード対策とソフト対策の両面による総合的な対策の推進が必要

建築物等の耐震化、河川整備や治山施設整備などのハード対策を着実に推進していくとともに、ハザードマップの作成や自主防災組織の充実強化などのソフト対策も適切に組み合わせた総合的な対策を推進する必要があります。

②自助・共助の更なる充実が必要

町民や事業者による防災教育や防災訓練等の取り組みにより自助・共助を促進し、地域防災力の向上を図る必要があります。

③多様な実施主体の連携が必要

本町の強靱化を推進するためには、本町に関わるそれぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取り組みを相互に連携しながら進める必要があります。

④防災・減災と地域成長を両立させた地域づくりが必要

農林水産業・商工業の振興、担い手の確保と育成等の地域成長に関わる施策と併せて、防災・減災対策をおこない、地域の活力向上と地域の強靱化の両輪で施策に取り組む必要があります。

第3章 脆弱性評価

また、現状分析（脆弱性評価）の結果を踏まえ、本町の強靱化を推進する施策を表9のとおり整理しました。施策の整理にあたっては、「町総合計画」との調和・整合を図るため、「町総合計画」の施策体系と一致させています。

表9 強靱化を推進する26施策

No.	施策	個別施策分野
1-1	住民と行政の協働の推進	①住民と行政の協働
1-2	情報公開・情報共有の推進	
2-1	道路交通網の整備	②社会基盤の整備
2-2	住環境の整備	
2-3	公共交通体系の強化	
2-4	情報通信基盤の整備	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進	
3-1	脱炭素・循環型社会の構築	③生活環境の向上
3-2	自然環境の保全と活用	
3-3	水の安定供給と汚水処理の適正化	
4-2	観光基盤・ネットワークの整備	④産業の振興
4-3	商工業の振興	
4-4	新産業の創出と雇用の促進	
5-1	健康づくりの推進	⑤保健・医療・福祉の充実
5-2	地域医療体制の充実	
5-3	高齢者福祉の充実	
5-4	障害者福祉の推進	
5-5	地域福祉の推進	
5-6	子育て支援の充実	
6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進	⑥教育・文化の充実
6-2	学校教育の充実	
6-3	歴史的・文化的資産の保存と継承	
6-4	歴史・文化の発信と交流の拡大	
7-1	町財産の適正管理	⑦行財政改革の推進
7-2	効率的な組織運営の推進	
7-3	広域行政の推進	

2. 脆弱性評価の結果

以降では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する脆弱性評価の結果をリスクシナリオごとに掲載します。

（1）事前に備えるべき目標：A. 直接死を最大限防ぐ

事前に備えるべき目標	A	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	A-I	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災（林野火災含む）による多数の死傷者の発生（二次被害を含む）

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策

- ・ 町内の住宅と特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は、それぞれ 53.4%（2016）、69.2%（2016）となっており、全国平均（同 82.0%（2013）、85.0%（2013））と比較すると大幅に下回っています。地震による住宅・建築物の倒壊を要因とする死傷者の発生が懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・ 道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化率は 35.7%（2012）にとどまり、町内全体の耐震化率（住宅 53.4%、特定建築物 69.2%（ともに 2016））と比較しても大幅に下回っています。大規模地震の発生により倒壊した建築物やブロック塀等が、緊急輸送道路等を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・ 本町は、50 棟（計 161 戸）の町営住宅を管理（2020）していますが、そのすべてで耐震性が確認されています。しかし、39 棟（計 85 戸）で既に耐用年数を経過（2020）しているため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

空家対策

- ・ 本町の空家率は 15.7%（2013）と、全国平均 13.5%（2013）を上回っています。災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県等と連携して、空家発生の抑制、除却や利活用の促進など、総合的な空家対策を推進する必要があります。

造成宅地災害対策

- ・ 本町では、群馬県により大規模地震の際に宅地の崩壊の危険性がある大規模盛土造成地マップ（腹付け型盛土造成地）が公表されています。町民の宅地被害への関心を高めるとともに、早期の対応による被害の防止・軽減を図る必要があります。また、必要に応じて群馬県と協議し「造成宅地防災区域」を指定するなど、宅地の災害対策を促進する必要があります。

（次ページへ続く）

(A-I：地震等による建築物等の大規模倒壊や火災（林野火災含む）による

多数の死傷者の発生（二次被害を含む）)

緊急輸送道路等の確保

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狭隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は大規模地震により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

都市公園の整備

- ・町内の都市公園4箇所のうち防災公園として位置づけられている公園はありません。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要があります。

被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備

- ・地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念されます。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断するため、被災した宅地や建築物の危険度を判定する体制の整備や判定士の育成を図る必要があります。

消火体制の確保や予防啓発

- ・木造住宅が密集する区域では、火災延焼の危険性が高いほか、山間部の山の斜面に接した住宅の火災は、山林に延焼することが懸念されるため、消火体制や防火用水の確保や火災予防啓発活動等をおこなう必要があります。
- ・本町は森林率が79.0%（2018）と、全国平均67.0%（2017）を上回っています。急峻な山地では水源の確保が困難なため、大規模な火災に拡大するおそれが懸念されるため、消火体制や防火用水の確保や火災予防啓発活動等をおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（A-I：地震等による建築物等の大規模倒壊や火災（林野火災含む）による

多数の死傷者の発生（二次被害を含む））

情報発信・伝達体制の整備

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するしアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

避難場所の確保・避難誘導体制の整備

- ・現在指定している指定避難所だけでは、避難が必要となる町民を全員収容することはできません。また、全員収容できるような指定避難所を町内に確保することは、群馬県内ひいては全国を見ても対応できている市町村は確認できません。このため、新たな指定避難所の指定を進めるほか、町外の親戚・知人宅や車中泊などの広域避難・分散避難の考え方を広く町民に周知する必要があります。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。
- ・令和元年東日本台風（台風第19号）からも明らかなように、気象庁や町から気象情報や避難情報を発表・発令しても、避難行動をとることができる方は限られます（正常性バイアス※の影響など）。また、町民一人ひとりに適切な情報を届けることにも限界があります。このため、避難行動を自分ごとと捉えてもらうような意識啓発や体制確保を継続的に取り組む必要があります。

※正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりするという認知の特性のこと

避難行動要支援者支援

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

（次ページへ続く）

（A-I：地震等による建築物等の大規模倒壊や火災（林野火災含む）による

多数の死傷者の発生（二次被害を含む））

地域防災力の向上

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

防災訓練の充実

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-2	住環境の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進
7-1	町財産の適正管理
7-2	効率的な組織運営の推進

目標 A			目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		A	直接死を最大限防ぐ						
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		A-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者数の発生						

集中豪雨等による氾濫対策

- ・浸水被害が発生しないよう、河道拡幅・築堤等の河川改修、堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策、堤防の安全性を確認する点検調査や堤防補強等について、県等と連携して推進する必要があります。
- ・河川施設の応急復旧を迅速に行える体制を確保するために、県等と連携して、自走式排水ポンプ車等必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業を行える体制を構築する必要があります。

水害からの住民避難を促す情報の提供

- ・想定最大規模の降雨があった際は、吾妻川をはじめとする本町域内の県管理河川において氾濫が想定されており、「群馬県水害リスク想定マップ」や「ハッ場ダム下流河川浸水想定図」が公開されています。現行の防災マップには浸水範囲が示されていないため、防災マップを更新する等して、町民に対する周知徹底を図る必要があります。

避難指示等の発令体制の整備

- ・令和3年（2021年）5月に名称が変更された避難情報について、町民及び町職員への浸透を図るために、様々な機会を活用して周知を図る必要があります。
- ・近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、必要に応じて避難情報の発令基準の見直しをおこなう必要があります。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（A-2：気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水を
もたらすことによる多数の死傷者数の発生）

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するJアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・現在指定している指定避難所だけでは、避難が必要となる町民を全員収容することはできません。また、全員収容できるような指定避難所を町内に確保することは、群馬県内ひいては全国を見ても対応できている市町村は確認できません。このため、新たな指定避難所の指定を進めるほか、町外の親戚・知人宅や車中泊などの広域避難・分散避難の考え方を広く町民に周知する必要があります。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。
- ・令和元年東日本台風（台風第19号）からも明らかなように、気象庁や町から気象情報や避難情報を発表・発令しても、避難行動をとることができる方は限られます（正常性バイアス※の影響など）。また、町民一人ひとりに適切な情報を届けることにも限界があります。このため、避難行動を自分ごとと捉えてもらうような意識啓発や体制確保を継続的に取り組む必要があります。

※正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりするという認知の特性のこと

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

（次ページへ続く）

（A-2：気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者数の発生）

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
7-2	効率的な組織運営の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	A	直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	A-3	豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

土砂災害防止施設の整備・機能保全

- ・東吾妻町には、568 箇所の土砂災害警戒区域が指定されています(2023 年 4 月更新)。土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、群馬県の「土砂災害対策推進計画」で対策推進が図られていますが、整備が遅れている状況です。引き続き、県等と連携し、更なる対策推進を図る必要があります。

土砂災害防止施設の老朽化対策

- ・砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行していますが、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があります。引き続き、県等と連携し、老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、群馬県の「砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要があります。

適切な森林維持

- ・適期に施業がおこなわれていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林により、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念されることから、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要があります。

農地、農業用施設の維持・保全

- ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要があります。
- ・農業水利施設の老朽化等により、適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水の確保が困難となることが懸念されることから、農業用水利施設の老朽化対策や長寿命化対策を推進する必要があります。

土砂災害からの住民避難を促す情報の提供

- ・東吾妻町には、568 箇所の土砂災害警戒区域が指定されており、2023 年 4 月に更新（群馬県による告示）されました。現行の防災マップには過去の土砂災害警戒区域が示されているため、防災マップを更新する等して、町民に対する周知徹底を図る必要があります。

（次ページへ続く）

（A-3：豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生）

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・ 緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路沿道の電柱は暴風により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は 1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・ 災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・ 2021 年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018 年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019 年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021 年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（A-3：豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生）

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・現在指定している指定避難所だけでは、避難が必要となる町民を全員収容することはできません。また、全員収容できるような指定避難所を町内に確保することは、群馬県内ひいては全国を見ても対応できている市町村は確認できません。このため、新たな指定避難所の指定を進めるほか、町外の親戚・知人宅や車中泊などの広域避難・分散避難の考え方を広く町民に周知する必要があります。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。
- ・令和元年東日本台風（台風第19号）からも明らかなように、気象庁や町から気象情報や避難情報を発表・発令しても、避難行動をとることができる方は限られます（正常性バイアス※の影響など）。また、町民一人ひとりに適切な情報を届けることにも限界があります。このため、避難行動を自分ごとと捉えてもらうような意識啓発や体制確保を継続的に取り組む必要があります。

※正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりするという認知の特性のこと

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

（次ページへ続く）

（A-3：豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生）

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

避難指示等の発令体制の整備（再掲）

- ・令和3年（2021年）5月に名称が変更された避難情報について、町民及び町職員への浸透を図るために、様々な機会を活用して周知を図る必要があります。
- ・近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、必要に応じて避難情報の発令基準の見直しをおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-2	住環境の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
7-2	効率的な組織運営の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標	A	直接死を最大限防ぐ					
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	A-4	大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生					

雪崩対策施設の老朽化対策

- ・町内には、27箇所（箇所）の雪崩危険箇所があります（2014年）。雪崩対策施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行していますが、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し雪崩対策施設を良好な状態に保つ必要があります。引き続き、県等と連携し、老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、群馬県の「砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要があります。

除雪体制の整備

- ・除雪を確実にこなうための除雪機械の充実や、民間委託を含めた除雪体制の強化を図る必要があるとともに、道路管理者（民間委託も含む）だけでは、早急かつきめ細かい除雪対応に限界があることから、自主防災組織等による除雪作業などいざという時の除雪体制を構築しておく必要があります。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狭隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風雪により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（A-4：大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生）

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するしアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・現在指定している指定避難所だけでは、避難が必要となる町民を全員収容することはできません。また、全員収容できるような指定避難所を町内に確保することは、群馬県内ひいては全国を見ても対応できている市町村は確認できません。このため、新たな指定避難所の指定を進めるほか、町外の親戚・知人宅や車中泊などの広域避難・分散避難の考え方を広く町民に周知する必要があります。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。
- ・令和元年東日本台風（台風第19号）からも明らかなように、気象庁や町から気象情報や避難情報を発表・発令しても、避難行動をとることができる方は限られます（正常性バイアス※の影響など）。また、町民一人ひとりに適切な情報を届けることにも限界があります。このため、避難行動を自分ごとと捉えてもらうような意識啓発や体制確保を継続的に取り組む必要があります。

※正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりするという認知の特性のこと

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

（次ページへ続く）

（A-4：大雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生）

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標	A	直接死を最大限防ぐ					
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	A-5	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した 避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生					

災害時における行政機関相互の通信手段の確保

- ・大規模災害発生時に、輻輳（インターネット回線や電話回線にアクセスが集中すること）等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、群馬県は「県防災情報通信ネットワークシステム」を整備しています。いざという時に操作方法がわからない状況にならないように、平時のうちから機器の点検や操作の習熟を図る必要があります。

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・令和元年東日本台風（台風第19号）からも明らかなように、気象庁や町から気象情報や避難情報を発表・発令しても、避難行動をとることができる方は限られます（正常性バイアス※の影響など）。また、町民一人ひとりに適切な情報を届けることにも限界があります。このため、避難行動を自分ごとと捉えてもらうような意識啓発や体制確保を継続的に取り組む必要があります。

※正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりするという認知の特性のこと

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

（次ページへ続く）

(A-5：情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による
多数の死傷者の発生)

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

避難指示等の発令体制の整備（再掲）

- ・令和3年（2021年）5月に名称が変更された避難情報について、町民及び町職員への浸透を図るために、様々な機会を活用して周知を図る必要があります。
- ・近年頻発する想定を超える降雨や局地的豪雨を踏まえ、必要に応じて避難情報の発令基準の見直しをおこなう必要があります。

▽ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▽	
1-2	情報公開・情報共有の推進
2-4	情報通信基盤の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
4-2	観光基盤・ネットワークの整備
7-3	広域行政の推進

（２）事前に備えるべき目標：B. 救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

事前に備えるべき目標	B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	B-I	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

食料等の備蓄

- ・本町における備蓄については、その時の社会情勢に応じて、計画的におこなう必要があります。また、全ての家庭において3日以上以上の食料等の備蓄を推奨しています。そのため、家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動をおこなう必要があります。

応急給水体制等の整備

- ・災害発生時において、被災者が必要とする最低限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要があります。

水道施設の耐震化・老朽化対策

- ・災害発生時に町内の老朽化した上水道施設が損傷した場合、長期にわたって上水の供給が停止してしまう事態が考えられます。そのため、耐用年数を迎えている施設の計画的な更新をおこなう必要があります。

協定に基づく支援体制の確立

- ・災害発生時における資機材や人員の派遣、物資や医薬品等の調達等に関する協定を各団体と締結していますが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認をおこなうとともに、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図り、実効性を高める必要があります。

相互応援体制の強化

- ・広域的かつ大規模な災害が発生した場合、相互応援協定を締結済みの周辺市町村においても同様に被害を受けていることが懸念されます。このため、本町では同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体とも相互応援協定の締結を進めていますが、協定締結後も平時からの自治体間交流を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

（B-I：被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止）

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は 1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
3-3	水の安定供給と汚水処理の適正化
6-2	学校教育の充実
7-3	広域行政の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		B-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生				

孤立のおそれのある集落との通信手段の確保

- ・孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等に備えた確実な通信手段の確保のため、衛星携帯電話や防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する必要があります。

ヘリコプターの運航確保

- ・災害発生時には、ヘリコプターの機動力を活かした救助・救命活動等が必要となる事態が考えられることから、町地域防災計画で規定されている「東吾妻町ヘリコプター離着陸場」の整備や県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要があります。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は 1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

土砂災害防止施設の整備・機能保全（再掲）

- ・東吾妻町には、568 箇所の土砂災害警戒区域が指定されています（2023 年 4 月更新）。土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、群馬県の「土砂災害対策推進計画」で対策推進が図られていますが、整備が遅れている状況です。引き続き、県等と連携し、更なる対策推進を図る必要があります。

（次ページへ続く）

(B-2：多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生)

土砂災害防止施設の老朽化対策（再掲）

- ・砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行していますが、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があります。引き続き、県等と連携し、老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、群馬県の「砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要があります。

雪崩対策施設の老朽化対策（再掲）

- ・町内には、27箇所（箇所）の雪崩危険箇所があります（2014年）。雪崩対策施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行していますが、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し雪崩対策施設を良好な状態に保つ必要があります。引き続き、県等と連携し、老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、群馬県の「砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要があります。

除雪体制の整備（再掲）

- ・除雪を確実にこなすための除雪機械の充実や、民間委託を含めた除雪体制の強化を図る必要があるとともに、道路管理者（民間委託も含む）だけでは、早急かつきめ細かい除雪対応に限界があることから、自主防災組織等による除雪作業などいざという時の除雪体制を構築しておく必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		B-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足				

救助・救急体制の強化

- ・災害発生時は、多数の傷病者等が発生した場合における救急車の不足により、救急救命処置や医療機関への搬送等の救急活動が遅延する恐れがあります。救急隊等による救急救命処置が開始されるまでの間、現場に居合わせた町民、自主防災組織や民間事業所等による応急手当の協力が必要です。

緊急車両や災害拠点病院等に供給する燃料の確保

- ・群馬県では、災害発生時に救助・救急活動等に当たる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう、石油関係団体と協定を締結しています。災害発生時に緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料の確保が重要であり、平時から「災害時等における燃料対策の手引き」に基づく申請手順を確認するなど体制整備を進める必要があります。
- ・他自治体から来る支援物資や各種援助等のための緊急車両に対しても燃料の確保が必要になりますが、町民同様、「住民拠点サービスステーション(自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド)」を利用するにあたり、町内には4箇所しか「住民拠点サービスステーション」がありません。引き続き、事業者の理解も得ながら、「住民拠点サービスステーション」の確保を進める必要があります。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

(B-3：消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足)

都市公園の整備（再掲）

- ・ 町内の都市公園4箇所のうち防災公園として位置づけられている公園はありません。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要があります。

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・ 避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・ 災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

地域防災力の向上（再掲）

- ・ 激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

協定に基づく支援体制の確立（再掲）

- ・ 災害発生時における資機材や人員の派遣、物資や医薬品等の調達等に関する協定を各団体と締結していますが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認をおこなうとともに、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図り、実効性を高める必要があります。

相互応援体制の強化（再掲）

- ・ 広域的かつ大規模な災害が発生した場合、相互応援協定を締結済みの周辺市町村においても同様に被害を受けていることが懸念されます。このため、本町では同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体とも相互応援協定の締結を進めていますが、協定締結後も平時からの自治体間交流を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

（B-3：消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足）

ヘリコプターの運航確保（再掲）

- ・災害発生時には、ヘリコプターの機動力を活かした救助・救命活動等が必要となる事態が考えられることから、町地域防災計画で規定されている「東吾妻町ヘリコプター離着陸場」の整備や県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		B-4	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺				

病院や社会福祉施設の耐震化

- ・病院や社会福祉施設等の民間施設においては、利用者の安全確保はもちろん、災害発生時には救護用施設として利用されるため、一層の耐震化が必要です。併せて非構造部材等の耐震対策についても促進する必要があります。

災害派遣医療チーム（DMAT）による医療支援

- ・県では、災害発生時における医療確保のため、DMAT の技能維持・向上を図り、また、消防・警察との円滑な連携を図るため、災害医療研修や特殊災害を想定した研修を基幹災害拠点病院とともに開催しています。本町においても、災害医療体制の整備のため、県や DMAT と連携した体制構築を進める必要があります。

災害福祉支援ネットワークの推進

- ・県により、社会福祉施設が被災した場合の相互応援協定が2019年に締結されています。県と協力し、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。
- ・県では、災害時に一般の避難所や福祉避難所等で福祉サービスの提供や連絡調整をおこなうための、福祉の専門職からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）を創設しています。いざという時に迅速に派遣してもらうため、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狭隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

(B-4：医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、
支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺)

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

協定に基づく支援体制の確立（再掲）

- ・災害発生時における資機材や人員の派遣、物資や医薬品等の調達等に関する協定を各団体と締結していますが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認をおこなうとともに、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図り、実効性を高める必要があります。

相互応援体制の強化（再掲）

- ・広域的かつ大規模な災害が発生した場合、相互応援協定を締結済みの周辺市町村においても同様に被害を受けていることが懸念されます。このため、本町では同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体とも相互応援協定の締結を進めていますが、協定締結後も平時からの自治体間交流を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

(B-4：医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、
支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺)

ヘリコプターの運航確保（再掲）

- ・災害発生時には、ヘリコプターの機動力を活かした救助・救命活動等が必要となる事態が考えられることから、町地域防災計画で規定されている「東吾妻町ヘリコプター離着陸場」の整備や県との合同訓練等の実施により、連携体制を確保する必要があります。

救助・救急体制の強化（再掲）

- ・災害発生時は、多数の傷病者等が発生した場合における救急車の不足により、救急救命処置や医療機関への搬送等の救急活動が遅延する恐れがあります。救急隊等による救急救命処置が開始されるまでの間、現場に居合わせた町民、自主防災組織や民間事業所等による応急手当の協力が必要です。

緊急車両や災害拠点病院等に供給する燃料の確保（再掲）

- ・群馬県では、災害発生時に救助・救急活動等に当たる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう、石油関係団体と協定を締結しています。災害発生時に緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料の確保が重要であり、平時から「災害時等における燃料対策の手引き」に基づく申請手順を確認するなど体制整備を進める必要があります。
- ・他自治体から来る支援物資や各種援助等のための緊急車両に対しても燃料の確保が必要になりますが、町民同様、「住民拠点サービスステーション(自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド)」を利用するにあたり、町内には4箇所しか「住民拠点サービスステーション」がありません。引き続き、事業者の理解も得ながら、「住民拠点サービスステーション」の確保を進める必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
5-2	地域医療体制の充実
5-5	地域福祉の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		B-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生（感染症まん延を含む）				

再生可能エネルギーの導入推進

- ・ 町役場には太陽光パネルと蓄電池が配備されており、外部からの電力供給が停止した場合でも自家発電と併用して最低限の業務継続が可能ですが、地域の防災拠点施設においても、災害発生時でも最低限のエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を推進していく必要があります。

災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備

- ・ 「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」等に基づき、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取り組みを推進するとともに、平時から、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図る必要があります。

避難者の健康管理体制の強化

- ・ 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、発症防止のための取り組みを強化する必要があります。加えて、被災後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの災害関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要があります。

感染症対策

- ・ 災害発生時における感染症のまん延防止のためには、平時から予防接種や必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要があります。
- ・ 避難所など平時と異なる衛生環境下での衛生状況の悪化を防ぐため、避難所における飲料水の安全確保、室内環境の調査・助言・指導、衛生状況の悪化改善のための設備の導入、トイレやごみ保管場所の適正管理などをおこなっていく必要があります。

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・ 高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（B-5：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による

多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生（感染症まん延を含む））

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

食料等の備蓄（再掲）

- ・本町における備蓄については、その時の社会情勢に応じて、計画的におこなう必要があります。また、全ての家庭において3日以上以上の食料等の備蓄を推奨しています。そのため、家庭における食料等の備蓄を一層促進するため、引き続き啓発活動をおこなう必要があります。

応急給水体制等の整備（再掲）

- ・災害発生時において、被災者が必要とする最低限の飲料水の供給が確保できるよう、引き続き、速やかな応急給水や復旧活動体制の整備を進める必要があります。

水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

- ・災害発生時に町内の老朽化した上水道施設が損傷した場合、長期にわたって上水の供給が停止してしまう事態が考えられます。そのため、耐用年数を迎えている施設の計画的な更新をおこなう必要があります。

協定に基づく支援体制の確立（再掲）

- ・災害発生時における資機材や人員の派遣、物資や医薬品等の調達等に関する協定を各団体と締結していますが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認をおこなうとともに、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図り、実効性を高める必要があります。

相互応援体制の強化（再掲）

- ・広域的かつ大規模な災害が発生した場合、相互応援協定を締結済みの周辺市町村においても同様に被害を受けていることが懸念されます。このため、本町では同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体とも相互応援協定の締結を進めていますが、協定締結後も平時からの自治体間交流を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

(B-5：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による

多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生(感染症まん延を含む))

災害派遣医療チーム（DMAT）による医療支援（再掲）

- ・県では、災害発生時における医療確保のため、DMAT の技能維持・向上を図り、また、消防・警察との円滑な連携を図るため、災害医療研修や特殊災害を想定した研修を基幹災害拠点病院とともに開催しています。本町においても、災害医療体制の整備のため、県やDMAT と連携した体制構築を進める必要があります。

災害福祉支援ネットワークの推進（再掲）

- ・県により、社会福祉施設が被災した場合の相互応援協定が2019年に締結されています。県と協力し、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。
- ・県では、災害時に一般の避難所や福祉避難所等で福祉サービスの提供や連絡調整をおこなうための、福祉の専門職からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）を創設しています。いざという時に迅速に派遣してもらうため、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-3	公共交通体系の強化
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
3-1	脱炭素・循環型社会の構築
5-1	健康づくりの推進
5-2	地域医療体制の充実
6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進
6-2	学校教育の充実

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	B-6	観光客等の帰宅困難者の発生

帰宅困難者の受入体制の確保

- ・群馬県地震被害想定調査（2012）によると、関東平野北西縁断層帯主部による地震が起きた場合に、本町では1,137.4人の帰宅困難者が発生すると予測されています。
- ・災害発生時に道路施設や公共交通機関が停止し帰宅困難者が発生した場合に備えて、一時滞在することのできる施設及び飲料水、食料や毛布等の物資を確保する必要があります。

鉄道・路線バスの災害時の体制整備

- ・経営基盤が脆弱な鉄道・路線バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されます。普段から鉄道・路線バスの利用を促進し、駅舎の整備や車両・従業員の確保等に繋げる必要があります。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（B-6：観光客等の帰宅困難者の発生）

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-3	公共交通体系の強化
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
4-2	観光基盤・ネットワークの整備

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		B-7	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態				

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策（再掲）

- ・ 市内の住宅と特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は、それぞれ 53.4%（2016）、69.2%（2016）となっており、全国平均（同 82.0%（2013）、85.0%（2013））と比較すると大幅に下回っています。地震による住宅・建築物の倒壊を要因とする死傷者の発生が懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・ 道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化率は 35.7%（2012）にとどまり、市内全体の耐震化率（住宅 53.4%、特定建築物 69.2%（ともに 2016））と比較しても大幅に下回っています。大規模地震の発生により倒壊した建築物やブロック塀等が、緊急輸送道路等を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・ 本町は、50 棟（計 161 戸）の町営住宅を管理（2020）していますが、そのすべてで耐震性が確認されています。しかし、39 棟（計 85 戸）で既に耐用年数を経過（2020）しているため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

都市公園の整備（再掲）

- ・ 市内の都市公園 4 箇所のうち防災公園として位置づけられている公園はありません。大規模災害時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備及び都市公園の防災機能の強化を促進する必要があります。

（次ページへ続く）

（B-7：避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態）

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・現在指定している指定避難所だけでは、避難が必要となる町民を全員収容することはできません。また、全員収容できるような指定避難所を町内に確保することは、群馬県内ひいては全国を見ても対応できている市町村は確認できません。このため、新たな指定避難所の指定を進めるほか、町外の親戚・知人宅や車中泊などの広域避難・分散避難の考え方を広く町民に周知する必要があります。
- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。
- ・令和元年東日本台風（台風第19号）からも明らかなように、気象庁や町から気象情報や避難情報を発表・発令しても、避難行動をとることができる方は限られます（正常性バイアス※の影響など）。また、町民一人ひとりに適切な情報を届けることにも限界があります。このため、避難行動を自分ごとと捉えてもらうような意識啓発や体制確保を継続的に取り組む必要があります。

※正常性バイアス：自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりするという認知の特性のこと

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
1-1	住民と行政の協働の推進
2-2	住環境の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
4-2	観光基盤・ネットワークの整備
6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進
6-2	学校教育の充実

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	B-8	避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

病院や社会福祉施設の耐震化（再掲）

- ・病院や社会福祉施設等の民間施設においては、利用者の安全確保はもちろん、災害発生時には救護用施設として利用されるため、一層の耐震化が必要です。併せて非構造部材等の耐震対策についても促進する必要があります。

災害派遣医療チーム（DMAT）による医療支援（再掲）

- ・県では、災害発生時における医療確保のため、DMATの技能維持・向上を図り、また、消防・警察との円滑な連携を図るため、災害医療研修や特殊災害を想定した研修を基幹災害拠点病院とともに開催しています。本町においても、災害医療体制の整備のため、県やDMATと連携した体制構築を進める必要があります。

（次ページへ続く）

(B-8：避難行動要支援者への支援の不足等により、要配慮者に多数の死傷者が発生する事態)

災害福祉支援ネットワークの推進（再掲）

- ・県により、社会福祉施設が被災した場合の相互応援協定が2019年に締結されています。県と協力し、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。
- ・県では、災害時に一般の避難所や福祉避難所等で福祉サービスの提供や連絡調整をおこなうための、福祉の専門職からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）を創設しています。いざという時に迅速に派遣してもらうため、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
5-2	地域医療体制の充実
5-3	高齢者福祉の充実
5-4	障害者福祉の推進
5-5	地域福祉の推進
6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進
6-2	学校教育の充実

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		B-9	消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難				

消防団員の確保

- ・消防団については、地域住民の安全・安心を守る地域防災の中心となっていますが、就業構造の変化や過疎化、高齢化などの影響により、消防団員の減少や高齢化が進んでいます。本町においても、条例定数 333 人のところ、2025 年 3 月現在で 285 人の実員にとどまっているため、引き続き、消防団員を確保するための取り組みをおこなう必要があります。

消防施設の耐震化・老朽化対策

- ・消防機材を保管する消防団詰所の損壊等により活動が困難な状況に陥る可能性があるため、耐震化・老朽化対策を進める必要があります。また、必要に応じて、消防資機材の保管場所を数箇所に分けるなど災害発生時に対応できる環境を整える必要があります。

防火水槽・消火栓の耐震化・老朽化対策

- ・防火水槽・消火栓の損壊等により活動が困難な状況に陥る可能性があるため、耐震化・老朽化対策を進める必要があります。また、必要に応じて、防火水槽・消火栓の適正配置の検討など災害発生時に対応できる環境を整える必要があります。

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策（再掲）

- ・町内の住宅と特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は、それぞれ 53.4%（2016）、69.2%（2016）となっており、全国平均（同 82.0%（2013）、85.0%（2013））と比較すると大幅に下回っています。地震による住宅・建築物の倒壊を要因とする死傷者の発生が懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化率は 35.7%（2012）にとどまり、町内全体の耐震化率（住宅 53.4%、特定建築物 69.2%（ともに 2016））と比較しても大幅に下回っています。大規模地震の発生により倒壊した建築物やブロック塀等が、緊急輸送道路等を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・本町は、50 棟（計 161 戸）の町営住宅を管理（2020）していますが、そのすべてで耐震性が確認されています。しかし、39 棟（計 85 戸）で既に耐用年数を経過（2020）しているため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

（B-9：消防団員の被災、道路の阻絶・浸水、ポンプ車の故障、

防火水槽・消火栓の損壊等により、消防団の機能発揮が困難）

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狭隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。



起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策



2-5

防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	B-10	住民の多数被災、自主防災組織倉庫の被災等により、自主防災組織としての救援・消火活動が殆どできない事態の発生

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

▽ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▽	
1-1	住民と行政の協働の推進
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		B-II	福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、福祉避難所の開設ができない				

支援スタッフの確保・支援体制の構築

- ・福祉避難所となる事業者の理解を得ながら、運営体制づくりを促進するとともに、ボランティア等との連携体制の強化をおこなう必要があります。加えて、救援物資提供の遅延の際に対応できるように、事業者の理解を得ながら備蓄を推進していく必要があります。

避難場所の確保・避難誘導体制の整備（再掲）

- ・高齢者、障害者等の要配慮者の安全確保を図るため、人員や設備面で一定の配慮がなされた「福祉避難所」は2箇所にとどまっています。今後も地域の実情などを踏まえて、必要に応じて福祉避難所の指定を増やすなどの検討をおこなう必要があります。

避難行動要支援者支援（再掲）

- ・避難行動要支援者については該当する町民を名簿で管理し、概ね年に1回程度の更新を図っており、460名の登録（令和6年4月1日現在）があります。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務となったことも踏まえ、計画の作成を迅速に進める必要があります。
- ・災害発生時に、外国人被災者へのスムーズな情報提供や適切な支援をおこなうことができるよう、関係機関も含めた組織体制の構築が必要です。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

病院や社会福祉施設の耐震化（再掲）

- ・病院や社会福祉施設等の民間施設においては、利用者の安全確保はもちろん、災害発生時には救護用施設として利用されるため、一層の耐震化が必要です。併せて非構造部材等の耐震対策についても促進する必要があります。

（次ページへ続く）

（B-11：福祉避難所開設のための支援スタッフや救援物資提供の遅延により、
福祉避難所の開設ができない）

災害派遣医療チーム（DMAT）による医療支援（再掲）

- ・県では、災害発生時における医療確保のため、DMAT の技能維持・向上を図り、また、消防・警察との円滑な連携を図るため、災害医療研修や特殊災害を想定した研修を基幹災害拠点病院とともに開催しています。本町においても、災害医療体制の整備のため、県や DMAT と連携した体制構築を進める必要があります。

災害福祉支援ネットワークの推進（再掲）

- ・県により、社会福祉施設が被災した場合の相互応援協定が2019年に締結されています。県と協力し、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。
- ・県では、災害時に一般の避難所や福祉避難所等で福祉サービスの提供や連絡調整をおこなうための、福祉の専門職からなる災害派遣福祉チーム（DWAT）を創設しています。いざという時に迅速に派遣してもらうため、協定に基づく訓練等に参加するなど、連絡連携体制の整備を図る必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
5-2	地域医療体制の充実
5-3	高齢者福祉の充実
5-4	障害者福祉の推進
5-5	地域福祉の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	B	救助・救急・医療活動等が迅速におこなわれるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	B-12	車中泊避難等の多数発生による健康被害の発生

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策（再掲）

- ・ 町内の住宅と特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は、それぞれ 53.4%（2016）、69.2%（2016）となっており、全国平均（同 82.0%（2013）、85.0%（2013））と比較すると大幅に下回っています。地震による住宅・建築物の倒壊を要因とする死傷者の発生が懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・ 道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化率は 35.7%（2012）にとどまり、町内全体の耐震化率（住宅 53.4%、特定建築物 69.2%（ともに 2016））と比較しても大幅に下回っています。大規模地震の発生により倒壊した建築物やブロック塀等が、緊急輸送道路等を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・ 本町は、50 棟（計 161 戸）の町営住宅を管理（2020）していますが、そのすべてで耐震性が確認されています。しかし、39 棟（計 85 戸）で既に耐用年数を経過（2020）しているため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

避難者の健康管理体制の強化（再掲）

- ・ 車中泊等によりエコノミークラス症候群の発症が懸念されるため、発症防止のための取り組みを強化する必要があります。加えて、被災後の精神疾患に伴う自殺や急性心筋梗塞などの災害関連死が懸念されることから、十分なケアができる体制を構築する必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
6-2	学校教育の充実

（3）事前に備えるべき目標：C. 必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する

事前に備えるべき目標	C	必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	C-I	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（感染症まん延を含む）

業務継続計画の普及

- ・町の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施への直接的な影響が懸念されます。そのため、いかなる災害発生時においても災害対応に必要な機能を維持するため、地域防災計画に「業務継続計画」を位置付けていますが、災害時に効果を発揮できるように継続的に見直すとともに、必要に応じて独立した計画書を定める等、実効性の向上を図るため、訓練、教育や研修を実施する必要があります。

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策（再掲）

- ・町内の住宅と特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は、それぞれ 53.4%（2016）、69.2%（2016）となっており、全国平均（同 82.0%（2013）、85.0%（2013））と比較すると大幅に下回っています。地震による住宅・建築物の倒壊を要因とする死傷者の発生が懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化率は 35.7%（2012）にとどまり、町内全体の耐震化率（住宅 53.4%、特定建築物 69.2%（ともに 2016））と比較しても大幅に下回っています。大規模地震の発生により倒壊した建築物やブロック塀等が、緊急輸送道路等を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・本町は、50 棟（計 161 戸）の町営住宅を管理（2020）していますが、そのすべてで耐震性が確認されています。しかし、39 棟（計 85 戸）で既に耐用年数を経過（2020）しているため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

（C-1：町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（感染症まん延を含む））

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狭隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は 1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保（再掲）

- ・大規模災害発生時に、輻輳（インターネット回線や電話回線にアクセスが集中すること）等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、群馬県は「県防災情報通信ネットワークシステム」を整備しています。いざという時に操作方法がわからない状況にならないように、平時のうちに機器の点検や操作の習熟を図る必要があります。

協定に基づく支援体制の確立（再掲）

- ・災害発生時における資機材や人員の派遣、物資や医薬品等の調達等に関する協定を各団体と締結していますが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認をおこなうとともに、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図り、実効性を高める必要があります。

相互応援体制の強化（再掲）

- ・広域的かつ大規模な災害が発生した場合、相互応援協定を締結済みの周辺市町村においても同様に被害を受けていることが懸念されます。このため、本町では同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体とも相互応援協定の締結を進めていますが、協定締結後も平時からの自治体間交流を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

（C-1：町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下（感染症まん延を含む））

緊急車両や災害拠点病院等に供給する燃料の確保（再掲）

- ・群馬県では、災害発生時に救助・救急活動等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう、石油関係団体と協定を締結しています。災害発生時に緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料の確保が重要であり、平時から「災害時における燃料対策の手引き」に基づく申請手順を確認するなど体制整備を進める必要があります。
- ・他自治体から来る支援物資や各種援助等のための緊急車両に対しても燃料の確保が必要になりますが、町民同様、「住民拠点サービスステーション（自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド）」を利用するにあたり、町内には4箇所しか「住民拠点サービスステーション」がありません。引き続き、事業者の理解も得ながら、「住民拠点サービスステーション」の確保を進める必要があります。

再生可能エネルギーの導入推進（再掲）

- ・町役場には太陽光パネルと蓄電池が配備されており、外部からの電力供給が停止した場合でも自家発電と併用して最低限の業務継続が可能ですが、地域の防災拠点施設においても、災害発生時でも最低限のエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を推進していく必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
1-2	情報公開・情報共有の推進
2-1	道路交通網の整備
2-4	情報通信基盤の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
5-1	健康づくりの推進
5-2	地域医療体制の充実
5-6	子育て支援の充実
7-2	効率的な組織運営の推進
7-3	広域行政の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	C	必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	C-2	甚大な被害を受けた近隣の市町村や民間企業との相互応援体制が麻痺

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保（再掲）

- ・大規模災害発生時に、輻輳（インターネット回線や電話回線にアクセスが集中すること）等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、群馬県は「県防災情報通信ネットワークシステム」を整備しています。いざという時に操作方法がわからない状況にならないように、平時のうから機器の点検や操作の習熟を図る必要があります。

協定に基づく支援体制の確立（再掲）

- ・災害発生時における資機材や人員の派遣、物資や医薬品等の調達等に関する協定を各団体と締結していますが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認をおこなうとともに、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図り、実効性を高める必要があります。

相互応援体制の強化（再掲）

- ・広域的かつ大規模な災害が発生した場合、相互応援協定を締結済みの周辺市町村においても同様に被害を受けていることが懸念されます。このため、本町では同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体とも相互応援協定の締結を進めていますが、協定締結後も平時からの自治体間交流を推進する必要があります。

業務継続計画の普及（再掲）

- ・町の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施への直接的な影響が懸念されます。そのため、いかなる災害発生時においても災害対応に必要な機能を維持するため、地域防災計画に「業務継続計画」を位置付けていますが、災害時に効果を発揮できるように継続的に見直すとともに、必要に応じて独立した計画書を定める等、実効性の向上を図るため、訓練、教育や研修を実施する必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
6-4	歴史・文化の発信と交流の拡大
7-3	広域行政の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標			C	必要不可欠な行政機能・情報通信機能・情報サービスを確保する			
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）			C-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（C-3：災害時に活用する情報サービスが機能停止し、
情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態）

災害時における行政機関相互の通信手段の確保（再掲）

- ・大規模災害発生時に、輻輳（インターネット回線や電話回線にアクセスが集中すること）等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、群馬県は「県防災情報通信ネットワークシステム」を整備しています。いざという時に操作方法がわからない状況にならないように、平時のうちに機器の点検や操作の習熟を図る必要があります。

協定に基づく支援体制の確立（再掲）

- ・災害発生時における資機材や人員の派遣、物資や医薬品等の調達等に関する協定を各団体と締結していますが、引き続き、相手方と定期的な情報交換や緊急時連絡体制の確認をおこなうとともに、防災訓練等を通じて連携体制の強化を図り、実効性を高める必要があります。

相互応援体制の強化（再掲）

- ・広域のかつ大規模な災害が発生した場合、相互応援協定を締結済みの周辺市町村においても同様に被害を受けていることが懸念されます。このため、本町では同一の災害による被害を受けにくい遠隔地の自治体とも相互応援協定の締結を進めていますが、協定締結後も平時からの自治体間交流を推進する必要があります。

孤立のおそれのある集落との通信手段の確保（再掲）

- ・孤立のおそれのある集落において、道路の寸断等に備えた確実な通信手段の確保のため、衛星携帯電話や防災行政無線等の非常用通信設備の整備を促進する必要があります。

再生可能エネルギーの導入推進（再掲）

- ・町役場には太陽光パネルと蓄電池が配備されており、外部からの電力供給が停止した場合でも自家発電と併用して最低限の業務継続が可能ですが、地域の防災拠点施設においても、災害発生時でも最低限のエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を推進していく必要があります。

（次ページへ続く）

（C-3：災害時に活用する情報サービスが機能停止し、
情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態）

業務継続計画の普及（再掲）

・町の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施への直接的な影響が懸念されます。そのため、いかなる災害発生時においても災害対応に必要な機能を維持するため、地域防災計画に「業務継続計画」を位置付けていますが、災害時に効果を発揮できるように継続的に見直すとともに、必要に応じて独立した計画書を定める等、実効性の向上を図るため、訓練、教育や研修を実施する必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
1-2	情報公開・情報共有の推進
2-1	道路交通網の整備
2-4	情報通信基盤の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
4-2	観光基盤・ネットワークの整備
6-2	学校教育の充実
7-3	広域行政の推進

（４）事前に備えるべき目標：D. 経済活動を機能不全に陥らせない

事前に備えるべき目標	D	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	D-I	サプライチェーンの寸断や用水・エネルギー供給の停止等による経済活動及び市場への物資・食料供給等の停滞

企業の事業継続計画（BCP）策定の促進

- ・災害発生時においても、速やかに事業を継続するためのBCP策定は、サプライチェーンの重要な担い手である中小企業にとって重要かつ喫緊の課題です。県では、個別策定支援やワークショップによる策定支援などにより中小企業のBCP策定を促進しており、町でも町内中小企業の危機管理能力の向上や事業継続力を強化の点から支援をおこなう必要があります。

農業生産基盤の整備

- ・従業者の高齢化、後継者の減少や兼業化が進み、農業の競争力低下が懸念されています。また、耕作放棄地の発生防止と解消が課題となっており、農地としての計画的な活用が必要です。
- ・災害発生により、農地、水路、ため池や農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあります。速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要があります。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

(D-I：サプライチェーンの寸断や用水・エネルギー供給の停止等による

経済活動及び市場への物資・食料供給等の停滞)

集中豪雨等による氾濫対策（再掲）

- ・浸水被害が発生しないよう、河道拡幅・築堤等の河川改修、堆積土除去や堤防・護岸補修等の機能保全対策、堤防の安全性を確認する点検調査や堤防補強等について、県等と連携して推進する必要があります。
- ・河川施設の応急復旧を迅速におこなえる体制を確保するために、県等と連携して、自走式排水ポンプ車等必要な資機材を整備するなど、速やかに排水作業をおこなえる体制を構築する必要があります。

土砂災害防止施設の整備・機能保全（再掲）

- ・東吾妻町には、568箇所土砂災害警戒区域が指定されています(2023年4月更新)。土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、群馬県の「土砂災害対策推進計画」で対策推進が図られていますが、整備が遅れている状況です。引き続き、県等と連携し、更なる対策推進を図る必要があります。

土砂災害防止施設の老朽化対策（再掲）

- ・砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行していますが、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があります。引き続き、県等と連携し、老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、群馬県の「砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要があります。

適切な森林維持（再掲）

- ・適期に施業がおこなわれていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林により、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念されることから、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要があります。

(次ページへ続く)

(D-1：サプライチェーンの寸断や用水・エネルギー供給の停止等による

経済活動及び市場への物資・食料供給等の停滞)

農地、農業用施設の維持・保全（再掲）

- ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要があります。
- ・農業水利施設の老朽化等により、適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水の確保が困難となることが懸念されることから、農業水利施設の老朽化対策や長寿命化対策を推進する必要があります。

水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

- ・災害発生時に町内の老朽化した上水道施設が損傷した場合、長期にわたって上水の供給が停止してしまう事態が考えられます。そのため、耐用年数を迎えている施設の計画的な更新をおこなう必要があります。

緊急車両や災害拠点病院等に供給する燃料の確保（再掲）

- ・群馬県では、災害発生時に救助・救急活動等に当たる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう、石油関係団体と協定を締結しています。災害発生時に緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料の確保が重要であり、平時から「災害時等における燃料対策の手引き」に基づく申請手順を確認するなど体制整備を進める必要があります。
- ・他自治体から来る支援物資や各種援助等のための緊急車両に対しても燃料の確保が必要になりますが、町民同様、「住民拠点サービスステーション(自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド)」を利用するにあたり、町内には4箇所しか「住民拠点サービスステーション」がありません。引き続き、事業者の理解も得ながら、「住民拠点サービスステーション」の確保を進める必要があります。

災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備（再掲）

- ・「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」等に基づき、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取り組みを推進するとともに、平時から、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図る必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
3-3	水の安定供給と汚水処理の適正化

（５）事前に備えるべき目標：E. ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

事前に備えるべき目標	E	ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	E-I	電気・ガス・水道等ライフラインの長期にわたる停止

公共下水道・農業集落排水・浄化槽の整備

- ・本町では、地域によって異なる汚水処理（公共下水道・農業集落排水・浄化槽）が実施されています。災害発生時に汚水処理施設が損壊すると、町民生活や公衆衛生等に重大な影響を及ぼすことが懸念されるため、計画的な老朽化対策や維持管理・更新が必要です。

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は 1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

水道施設の耐震化・老朽化対策（再掲）

- ・災害発生時に町内の老朽化した上水道施設が損傷した場合、長期にわたって上水の供給が停止してしまう事態が考えられます。そのため、耐用年数を迎えている施設の計画的な更新をおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（E-I：電気・ガス・水道等ライフラインの長期にわたる停止）

緊急車両や災害拠点病院等に供給する燃料の確保（再掲）

- ・群馬県では、災害発生時に救助・救急活動等にあたる緊急車両や災害拠点病院等への燃料供給が滞らないよう、石油関係団体と協定を締結しています。災害発生時に緊急車両や災害拠点病院等へ供給する燃料の確保が重要であり、平時から「災害時における燃料対策の手引き」に基づく申請手順を確認するなど体制整備を進める必要があります。
- ・他自治体から来る支援物資や各種援助等のための緊急車両に対しても燃料の確保が必要になりますが、町民同様、「住民拠点サービスステーション（自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド）」を利用するにあたり、町内には4箇所しか「住民拠点サービスステーション」がありません。引き続き、事業者の理解も得ながら、「住民拠点サービスステーション」の確保を進める必要があります。

再生可能エネルギーの導入推進（再掲）

- ・町役場には太陽光パネルと蓄電池が配備されており、外部からの電力供給が停止した場合でも自家発電と併用して最低限の業務継続が可能ですが、地域の防災拠点施設においても、災害発生時でも最低限のエネルギーを確保できるよう再生可能エネルギー設備の導入を進めるなど、自立分散型エネルギーの整備を推進していく必要があります。

業務継続計画の普及（再掲）

- ・町の機能不全は、応急・復旧・復興対策の円滑な実施への直接的な影響が懸念されます。そのため、いかなる災害発生時においても災害対応に必要な機能を維持するため、地域防災計画に「業務継続計画」を位置付けていますが、災害時に効果を発揮できるように継続的に見直すとともに、必要に応じて独立した計画書を定める等、実効性の向上を図るため、訓練、教育や研修を実施する必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
3-1	脱炭素・循環型社会の構築
3-3	水の安定供給と汚水処理の適正化

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	E	ライフライン、地域交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	E-2	緊急輸送道路等の県外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止（信号機の全面停止等を含む）

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・ 緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狹隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路沿道の電柱は暴風等により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は 1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

鉄道・路線バスの災害時の体制整備（再掲）

- ・ 経営基盤が脆弱な鉄道・路線バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されます。普段から鉄道・路線バスの利用を促進し、駅舎の整備や車両・従業員の確保等に繋げる必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-3	公共交通体系の強化
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

（6）事前に備えるべき目標：F. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

事前に備えるべき目標	F	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	F-I	治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

ため池の防災対策

- ・地震等の災害によりため池の損壊を防止・軽減するため、町内に存在するため池 6 箇所（うち、防災重点ため池に該当するため池は 2 箇所）（2021.1 現在）について、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく届出を 2019 年におこない、「特定農業用ため池」の指定への手続きを進めています。うち 2 箇所については、ため池の決壊に備え、2021 年 3 月に「ため池ハザードマップ」を公表しましたが、引き続きその他のため池についても「ため池ハザードマップ」を作成・公表し、地域住民の迅速な避難等が図られるよう取り組む必要があります。
- ・町内のため池については、耐震性を明らかにする耐震検証を計画的に進めるとともに、堤体からの漏水や取水施設の損傷等の老朽化が進行しているため池については、計画的に改修を進める必要があります。

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達する Lアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021 年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018 年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019 年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021 年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

土砂災害防止施設の整備・機能保全（再掲）

- ・東吾妻町には、568 箇所の土砂災害警戒区域が指定されています（2023 年 4 月更新）。土砂災害が発生するおそれがある箇所における砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、群馬県の「土砂災害対策推進計画」で対策推進が図られていますが、整備が遅れている状況です。引き続き、県等と連携し、更なる対策推進を図る必要があります。

（次ページへ続く）

（F-I：治水ダムや防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生）

土砂災害防止施設の老朽化対策（再掲）

- ・砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などの土砂災害防止施設については、建設から長期間が経過した施設もあり、老朽化が進行していますが、大規模災害時においても十分な機能が発揮できるよう、老朽化対策を実施し土砂災害防止施設を良好な状態に保つ必要があります。引き続き、県等と連携し、老朽化対策にあたっては、県民の安全・安心の確保、トータルコストの縮減、維持管理予算の平準化を図るため、群馬県の「砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、計画的に点検・調査、維持補修や更新を進める必要があります。

適切な森林維持（再掲）

- ・適期に施業がおこなわれていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林により、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念されることから、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要があります。

農地、農業用施設の維持・保全（再掲）

- ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要があります。
- ・農業水利施設の老朽化等により、適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水の確保が困難となることが懸念されることから、農業用水利施設の老朽化対策や長寿命化対策を推進する必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	F	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	F-2	有害物質の大規模拡散・流出

有害物質の拡散・流出防止対策

- ・災害発生時に工場や事業所等の施設や設備の破損により、有害物質が河川や大気中等へ流出・拡散するといった、水質汚濁事故や大気汚染事故が発生することが懸念されます。このため、事故の未然防止において工場や事務所等の施設等の日常的な維持管理を適正におこなうよう法令に基づいた指導に取り組む必要があります。また、群馬県の「水質汚濁事故対応要綱」に基づき、事故発生時における県との連絡体制の徹底を図る必要があります。

住宅・建築物等のアスベスト対策

- ・建築物の倒壊や解体撤去等により、一時的にアスベスト（石綿）を含む廃棄物が大量に発生することが懸念されます。このため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく適正な処理、一時保管場所の選定や広域的な連携による処理体制の整備等により、アスベストの飛散防止を図る必要があります。

ソーラーパネルの対策

- ・災害で破損したソーラーパネルが放置されることにより、有害物質の流出が懸念されることから、条例に基づく適正な許可及び維持管理を指導する必要があります。

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
3-1	脱炭素・循環型社会の構築
3-2	自然環境の保全と活用

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		F	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		F-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大				

農林業の担い手確保

- ・農林業の担い手不足により、農地や森林が荒廃していくことが懸念されることから、農林業の新規従事者や農業参入企業、林業経営体等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を計り、持続可能な農林業への取り組みをおこなう必要があります。

適切な森林維持（再掲）

- ・適期に施業がおこなわれていない森林や、伐採したまま植栽等が実施されない森林により、台風や集中豪雨等により大規模な森林被害が発生し、森林の公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念されることから、間伐や伐採跡地の再造林等の適切な森林整備を推進する必要があります。

農地、農業用施設の維持・保全（再掲）

- ・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要があります。
- ・農業水利施設の老朽化等により、適切な機能の維持・発揮並びに安定した農業用水の確保が困難となることが懸念されることから、農業用水利施設の老朽化対策や長寿命化対策を推進する必要があります。

農地、農業用施設の維持・保全（再掲）

- ・従業者の高齢化、後継者の減少や兼業化が進み、農業の競争力低下が懸念されています。また、耕作放棄地の発生防止と解消が課題となっており、農地としての計画的な活用が必要です。
- ・災害発生により、農地、水路、ため池や農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあります。速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
7-1	町財産の適正管理

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		F	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		F-4	火山噴火の降灰による地域社会への甚大な影響				

浅間山または草津白根山大規模噴火時の火山災害対策

- ・大規模な噴火が発生した場合、町民等の生命だけでなく日常生活への影響も計り知れないことから、大規模噴火時における火山災害対策について、平常時から応急対策時、復旧時における対策を講じる必要があります。
- ・火山灰が山地に堆積すると、少ない雨で土石流や洪水が多発するおそれがあるため、県等と連携し、ハード整備とソフト対策を一体的に推進する必要があります。

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

災害時における行政機関相互の通信手段の確保（再掲）

- ・大規模災害発生時に、輻輳（インターネット回線や電話回線にアクセスが集中すること）等により通信事業者回線が利用できない場合であっても、行政機関や防災関係機関相互の通信手段を確保するため、群馬県は「県防災情報通信ネットワークシステム」を整備しています。いざという時に操作方法がわからない状況にならないように、平時のうちに機器の点検や操作の習熟を図る必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

（7）事前に備えるべき目標：G. 地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

事前に備えるべき目標	G	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	G-I	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

災害廃棄物処理対策の推進

- ・災害発生時には、建物の倒壊等により一時的に大量の災害廃棄物が発生することから、これらの災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、関係機関と協力体制の構築や職員の理解促進を図る必要があります。

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策（再掲）

- ・町内の住宅と特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は、それぞれ 53.4%（2016）、69.2%（2016）となっており、全国平均（同 82.0%（2013）、85.0%（2013））と比較すると大幅に下回っています。地震による住宅・建築物の倒壊を要因とする死傷者の発生が懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化率は 35.7%（2012）にとどまり、町内全体の耐震化率（住宅 53.4%、特定建築物 69.2%（ともに 2016））と比較しても大幅に下回っています。大規模地震の発生により倒壊した建築物やブロック塀等が、緊急輸送道路等を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・本町は、50 棟（計 161 戸）の町営住宅を管理（2020）していますが、そのすべてで耐震性が確認されています。しかし、39 棟（計 85 戸）で既に耐用年数を経過（2020）しているため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

空家対策（再掲）

- ・本町の空家率は 15.7%（2013）と、全国平均 13.5%（2013）を上回っています。災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県等と連携して、空家発生の抑制、除却や利活用の促進など、総合的な空家対策を推進する必要があります。

（次ページへ続く）

（G-I：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態）

住宅・建築物等のアスベスト対策（再掲）

- ・建築物の倒壊や解体撤去等により、一時的にアスベスト（石綿）を含む廃棄物が大量に発生することが懸念されます。このため、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」に基づく適正な処理、一時保管場所の選定や広域的な連携による処理体制の整備等により、アスベストの飛散防止を図る必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-1	道路交通網の整備
2-2	住環境の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
3-1	脱炭素・循環型社会の構築
7-1	町財産の適正管理

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		G	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		G-2	復旧・復興を支える人材等（専門家、建設業関連、コーディネーター、ボランティア、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態				

建設業の担い手の確保・育成

- ・災害発生時における応急対応、復旧・復興活動や大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの、担い手対策に取り組む必要があります。

被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備（再掲）

- ・地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念されます。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断するため、被災した宅地や建築物の危険度を判定する体制の整備や判定士の育成を図る必要があります。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備（再掲）

- ・「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」等に基づき、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取り組みを推進するとともに、平時から、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図る必要があります。

農業生産基盤の整備（再掲）

- ・災害発生により、農地、水路、ため池や農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあります。速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要があります。

（次ページへ続く）

（G-2：復旧・復興を支える人材等（専門家、建設業関連、コーディネーター、ボランティア、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態）

鉄道・路線バスの災害時の体制整備（再掲）

- ・経営基盤が脆弱な鉄道・路線バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されます。普段から鉄道・路線バスの利用を促進し、駅舎の整備や車両・従業員の確保等に繋げる必要があります。

農林業の担い手確保（再掲）

- ・農林業の担い手不足により、農地や森林が荒廃していくことが懸念されることから、農林業の新規従事者や農業参入企業、林業経営体等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を計り、持続可能な農林業への取り組みをおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
事前に備えるべき目標		G	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する				
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）		G-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態				

地域コミュニティ力の強化

- ・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠です。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要があります。
- ・農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されています。このため、農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取り組みを進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要があります。また、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要があります。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

（次ページへ続く）

（G-3：地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態）

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
1-1	住民と行政の協働の推進
2-3	公共交通体系の強化
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
4-3	商工業の振興

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	G	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	G-4	被災者の住居や職の確保等の遅延による避難生活の長期化により生活再建が大幅に遅れる事態

緊急輸送道路等の確保（再掲）

- ・ 緊急輸送道路や地域を結ぶ生活幹線道路等について、「東吾妻町公共施設等総合管理計画」や「東吾妻町橋梁長寿命化修繕計画」、県計画等に基づき、道路・橋梁の耐震化や老朽化対策、狭隘区間（対面交通の難しい区間など）の解消、交差点の拡幅、代替道路の整備、歩道新設・再整備、舗装修繕等により緊急輸送道路・避難路等を確保するとともに、高速交通網も活用した災害に強い道路ネットワークを構築する必要があります。また、災害発生後の迅速な緊急輸送経路の啓開（障害物、危険物などを取り除いて進行を可能にすること）に向け、関係機関との連携体制を構築しておく必要があります。
- ・ 緊急輸送道路沿道の電柱は大規模地震により倒壊し、道路を閉塞するおそれがあります。しかし、本町域内の緊急輸送道路のうち県管理区間における無電柱化率は 1.3%（2019）となっており、あまり進展していません。そのため、無電柱化率向上に向けて県等に対して積極的な働きかけをおこなう必要があります。

被災宅地・建築物の応急危険度判定体制の整備（再掲）

- ・ 地震によって広範囲にわたって宅地や建築物が被災した場合、これらの崩壊等による二次災害の発生が懸念されます。被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、継続使用可否を迅速に判断するため、被災した宅地や建築物の危険度を判定する体制の整備や判定士の育成を図る必要があります。

災害ボランティアの受入に係る連携体制の整備（再掲）

- ・ 「群馬県市町村災害時受援体制ガイドライン」等に基づき、災害ボランティアの受入体制を構築するなど、地域の「受援力」を高める取り組みを推進するとともに、平時から、関係機関・団体のネットワーク（顔の見える関係）の構築を図る必要があります。

鉄道・路線バスの災害時の体制整備（再掲）

- ・ 経営基盤が脆弱な鉄道・路線バス事業者については、災害時における独自の危機管理体制整備が難しいため、発災時における鉄道及び路線バスの利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送が困難になることが懸念されます。普段から鉄道・路線バスの利用を促進し、駅舎の整備や車両・従業員の確保等に繋げる必要があります。

（次ページへ続く）

（G-4：被災者の住居や職の確保等の遅延による避難生活の長期化により

生活再建が大幅に遅れる事態）

農業生産基盤の整備（再掲）

- ・従業者の高齢化、後継者の減少や兼業化が進み、農業の競争力低下が懸念されています。また、耕作放棄地の発生防止と解消が課題となっており、農地としての計画的な活用が必要です。
- ・災害発生により、農地、水路、ため池や農道等の農業用施設が被災した場合には、農業経営や食料等の安定供給に影響を及ぼす恐れがあります。速やかな営農再開には、高度な技術を有する活力ある農業者が必要となることから、就農後の技術・経営力向上を促す支援を強化していく必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
2-2	住環境の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	G	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	G-5	土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態

地籍調査の推進

- ・大規模災害時の住宅や道路などの基幹インフラの復旧・復興を迅速かつ円滑に実施するためには、被災前の段階において、地籍図や地籍簿の整備を進めて土地境界等を明確にしておく必要があります。

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策（再掲）

- ・町内の住宅と特定建築物（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は、それぞれ 53.4%（2016）、69.2%（2016）となっており、全国平均（同 82.0%（2013）、85.0%（2013））と比較すると大幅に下回っています。地震による住宅・建築物の倒壊を要因とする死傷者の発生が懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・道路を閉塞する恐れがある建築物の耐震化率は 35.7%（2012）にとどまり、町内全体の耐震化率（住宅 53.4%、特定建築物 69.2%（ともに 2016））と比較しても大幅に下回っています。大規模地震の発生により倒壊した建築物やブロック塀等が、緊急輸送道路等を閉塞し、迅速かつ円滑な避難や救助・救命活動、緊急物資の輸送等へ影響が生じることが懸念されるため、耐震化を一層促進する必要があります。
- ・本町は、50 棟（計 161 戸）の町営住宅を管理（2020）していますが、そのすべてで耐震性が確認されています。しかし、39 棟（計 85 戸）で既に耐用年数を経過（2020）しているため、計画的な老朽化対策を推進する必要があります。

空家対策（再掲）

- ・本町の空家率は 15.7%（2013）と、全国平均 13.5%（2013）を上回っています。災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県等と連携して、空家発生の抑制、除却や利活用の促進など、総合的な空家対策を推進する必要があります。

▽ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▽	
2-2	住環境の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
7-1	町財産の適正管理

第3章 脆弱性評価（脆弱性評価の結果）

目標 A	目標 B	目標 C	目標 D	目標 E	目標 F	目標 G	目標 H
------	------	------	------	------	------	------	------

事前に備えるべき目標	G	地域社会・地域経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	G-6	文化財・観光資源の被災等によるブランド力の低下、風評被害等による観光客の大幅な減少

文化財関連施設等の耐震化・老朽化対策

- ・町管理の文化財関連施設等の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、被災状況の早急な確認・保護を実施できる体制整備や技術の伝承を進める必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
1-2	情報公開・情報共有の推進
2-3	公共交通体系の強化
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
3-1	脱炭素・循環型社会の構築
3-2	自然環境の保全と活用
4-2	観光基盤・ネットワークの整備
6-3	歴史的・文化的資産の保存と継承
6-4	歴史・文化の発信と交流の拡大

（8）事前に備えるべき目標：H. 災害に強い人づくり・地域づくりをする

事前に備えるべき目標	H	災害に強い人づくり・地域づくりをする
起きてはならない最悪の事態 （リスクシナリオ）	H-I	人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態

空家対策（再掲）

- ・本町の空家率は15.7%（2013）と、全国平均13.5%（2013）を上回っています。災害発生時の倒壊による道路の閉塞や火災の延焼拡大防止などのため、県等と連携して、空家発生の抑制、除却や利活用の促進など、総合的な空家対策を推進する必要があります。

情報発信・伝達体制の整備（再掲）

- ・災害発生時もしくは発生する恐れのある際に、Jアラート（全国瞬時警報システム）や、避難指示等の情報を広く住民に伝達するLアラート（群馬県総合防災情報システム）を適切に運用できるように、これらの情報伝達体制を整備する必要があります。
- ・2021年度において、防災行政無線のデジタル化への移行が完了しました（親局のデジタル化（2018年度対応済み）、屋外子局のデジタル化（2019年度対応済み）、戸別受信機のデジタル化（2020・2021年度対応済み））。このほか、避難情報等の緊急情報が全ての町民に届くよう、現状の情報発信ツールに限らず、さまざまな方法によって情報発信をおこなう必要があります。

地域防災力の向上（再掲）

- ・激甚化する自然災害においては、行政による公助だけでは限界があります。地域が一丸となった災害対応体制を構築するためには、自助・共助を促す取り組みが必要です。消防団の機能強化や自主防災組織の結成・活性化を図り、地域経済の早期回復のため商工会等と連携するなど、地域全体の協力体制を推進していく必要があります。

防災教育の推進や防災意識の啓発（再掲）

- ・災害による被害を減少させるためには、日頃から防災に関する知識を習得し、いざという時に行動できるよう準備しておくことが必要です。このため、町民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

防災訓練の充実（再掲）

- ・災害発生時に、迅速な初動対応により被害を最小限にとどめるためには、平時から各種防災訓練を実施することが効果的です。毎年1回程度、地区主催の防災訓練が実施されている地区もありますが、より多くの町民が参加することのできる実践的な防災訓練を、町主催でもおこなう必要があります。

（次ページへ続く）

（H-I：人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態）

消防団員の確保（再掲）

- ・消防団については、地域住民の安全・安心を守る地域防災の中心となっていますが、就業構造の変化や過疎化、高齢化などの影響により、消防団員の減少や高齢化が進んでいます。本町においても、条例定数 333 人のところ、2025 年 3 月現在で 285 人の実員にとどまっているため、引き続き、消防団員を確保するための取り組みをおこなう必要があります。

農林業の担い手確保（再掲）

- ・農林業の担い手不足により、農地や森林が荒廃していくことが懸念されることから、農林業の新規従事者や農業参入企業、林業経営体等の意欲ある多様な担い手の確保・育成を計り、持続可能な農林業への取り組みをおこなう必要があります。

建設業の担い手の確保・育成（再掲）

- ・災害発生時における応急対応、復旧・復興活動や大雪時の除雪対応など、地域の守り手である建設業の担い手を確保・育成するため、産官学連携会議を通じて、「インターンシッププログラム」や「資格取得支援」などの、担い手対策に取り組む必要があります。

（次ページへ続く）

（H-I：人口減少・高齢化が進むことにより、地域防災力の低下が生じる事態）

地域コミュニティの強化（再掲）

- ・大規模災害時には、「自助」「共助」「公助」の適切な役割分担のもとに防災・減災対策を講ずることが不可欠です。特に「共助」の基盤となる地域コミュニティについては、少子高齢化や人口減少の進展やライフスタイル、価値観の変化などにより、今後その維持が困難となることが懸念されることから、まちのまとまりを維持し、地域コミュニティの再生・強化を図る必要があります。
- ・農村地域では、高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等により支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあるとともに、共同活動の困難化に伴い、担い手農家への負担が増加し、規模拡大への影響が懸念されています。このため、農業者を主体とする地域の活動組織が取り組む農地、水路、農道など地域資源の保全活動への取り組みを進め、多面的機能の維持・発揮及び農地の利用集積等の構造改革を後押しする必要があります。また、地域資源の維持・継承や住みやすい生活環境の実現に向けて、地域の共同活動を通じた地域コミュニティ機能の維持・発揮を図る必要があります。

▼ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策 ▼	
1-1	住民と行政の協働の推進
2-1	道路交通網の整備
2-2	住環境の整備
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進
4-3	商工業の振興
4-4	新産業の創出と雇用の促進
6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進
6-4	歴史・文化の発信と交流の拡大

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①

施策分野②

施策分野③

施策分野④

施策分野⑤

施策分野⑥

施策分野⑦

第4章 強靱化の推進方針

1. 施策における推進方針や主な事業の整理

施策ごとの推進方針を、第3章で設定した施策分野の順に記載します。表中の“重点化度”は次節「2. 施策の重点化」に、“KPI(重要業績評価指標)”は次々節「3. KPI(重要業績評価指標)の設定」にあらためて整理します。

また、これらの施策と「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」との関係については、『別紙1』にマトリクス表として整理しました(イメージ:図12)。

【別紙1】東吾妻町第2次総合計画実施計画施策体系に基づく国土強靱化に係るリスクシナリオへの対応(マトリクス表)

2024.3時点版

東吾妻町第2次総合計画 実施計画 施策体系	1			2			3			4			5			6			7		
	1			2			3			4			5			6			7		
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
東吾妻町国土強靱化地域計画 ・事前に備えるべき目標 ・起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3
A-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災(「特設防災宣言」による多数の死傷者の発生(二次被害を含む))																					
A-2 気象変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な停電・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生																					
A-3 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生																					
A-4 大雪による交通遮断等に伴う死傷者の発生																					
A-5 増城に連なる平野や低地等の低さ等により想定した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生																					
B-1 被災地・被災者・避難活動等が迅速におこなわれとともに、被災者の健康・避難生活環境を確実に確保する																					
B-2 被災地での食料・飲料水等、生活に關わる物資供給の長期停止																					
B-3 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生																					
B-4 避難、避難所等の被災等による避難・救済活動等の継続的不足																					
B-5 避難施設、避難施設及び避難者の継続的不足・被災・支援ルート・エネルギー供給の途絶による停電・断水・断熱等の発生																					
B-6 被災者による避難生活環境、十分な避難生活環境による多数の被災者の健康被害の発生、死者の発生(感染まん延を含む)																					
B-7 被災者等の帰宅困難者の発生																					
B-8 避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態																					
B-9 避難行動支援者への支援の不足等により、被災者による多数の死傷者が発生する事態																					
B-10 避難生活の被災、避難生活、停電、ガス等の断絶、断水、断熱等の断絶等により、避難生活の継続が困難																					
B-11 被災者の多数被災、被災生活環境の被災等により、被災生活環境としての避難・被災生活が困難となる事態																					
B-12 被災生活環境の被災等による被災生活環境の被災																					
C-1 災害発生による行政機能、情報伝達機能、情報サービスの確保																					
C-2 被災地・被災者等の被災による行政機能の大幅な低下(感染まん延を含む)																					
C-3 被災地・被災者等の被災による行政機能の大幅な低下(感染まん延を含む)																					
D-1 経済活動を機能不全に陥れない																					
D-2 サプライチェーンの中継や物流、エネルギー供給の停止等による経済活動及び市場への影響、供給網の機能不全																					
E-1 ライフライン、地域交通網等の機能を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる																					
E-2 電気・ガス・水道等ライフラインの長期にわたる停止																					
E-3 緊急輸送道路等の停止と避難生活及び地域交通ネットワークの機能停止(信号機の機能停止を含む)																					
F-1 避難生活に不安定な不安定・二次災害を発生させない																					
F-2 洪水や大雨や大雨、ため池、ため池等の機能・機能不全による二次災害の発生																					
F-3 有害物質の大規模漏洩、汚染																					
F-4 森林、森林等の災害による被害の拡大																					
F-5 火山噴火の発生による被災生活への大きな影響																					
G-1 大規模な災害による被害の発生による被災生活への大きな影響																					
G-2 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-3 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-4 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-5 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-6 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-7 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-8 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-9 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
G-10 被災地・被災者等の被災による被災生活への大きな影響																					
H-1 災害に強い人づくり・地域づくりをする																					
H-2 人口減少・高齢化が進むことにより、地域活力の低下が生じる事態																					

図12 マトリクス表(別紙1)

(1) 施策分野①：住民と行政の協働

I-I	住民と行政の協働の推進	重点化度Ⅱ	
担当部署	総務課、まちづくり推進課		
リスクシナリオ	B-7, B-10, G-3, H-I		
推進方針・対応方策			
・災害発生時に避難所としての活用が期待されている住民センターについて、維持・管理に係る費用等の補助をおこないます。 ・地域防災力向上のため、地域コミュニティ活動に対する支援や表彰制度の創出を検討します。 ・自治の意識を高め地域コミュニティ活動を活性化するため、「東吾妻町民の日」の普及啓発や関連行事等をおこないます。			
主な事業		担当部署	
住民センター整備事業		総務課	
住民センター用地賃貸料補助事業		総務課	
魅力あるコミュニティ助成事業等		総務課	
地域振興事業補助金		まちづくり推進課	
優良地域づくりの取り組み表彰		総務課	
「東吾妻町民の日」の普及啓発		総務課	
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
住民センター整備事業	11 行政区 17,900,000 円 (令和 2 年度)	継続 (令和 4 年度)	総務課
住民センター用地 賃貸料補助事業	38 行政区 1,314,240 円 (令和 2 年度)	継続 (令和 4 年度)	総務課
魅力あるコミュニティ 助成事業等	2 団体 20,000,000 円 (令和 2 年度)	継続 (令和 4 年度)	総務課

※ K P I : 令和 4 年 3 月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
施策分野②
施策分野③
施策分野④
施策分野⑤
施策分野⑥
施策分野⑦

	I-2	情報公開・情報共有の推進	重点化度ー
	担当部署	総務課	
	リスクシナリオ	A-5, C-1, C-3, G-6	
推進方針・対応方策			
・本町の管理する広報紙や町ホームページ等のメディアや民間のマスメディアを通して、事前避難や分散避難等の防災に関する啓発をおこないます。 ・災害発生時の行政機能低下を防ぐため、文書管理システムの導入や職員研修を実施します。			
主な事業			担当部署
広報ひがしあがつまの発行			総務課
町ホームページによる情報提供			総務課
庁舎内電子看板の管理（デジタルサイネージ）			総務課
メディアへの情報提供			総務課
文書管理システムの導入・活用			総務課
文書管理職員研修			総務課
K P I（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
広報ひがしあがつまの発行	毎月発行 （令和２年度）	維持 （令和４年度）	総務課
文書管理職員研修への参加率	実施できず （令和２年度）	70% （令和４年度）	総務課

※ K P I：令和4年3月の計画策定時点

(2) 施策分野②：社会基盤の整備

2-1	道路交通網の整備	重点化度 I
担当部署	建設課、農林課	
リスクシナリオ	A-1, A-2, A-3, A-4, B-1, B-2, B-3, B-4, B-6, C-1, C-3, D-1, E-1, E-2, F-1, F-3, G-1, H-1	
推進方針・対応方策		
・災害発生時に道路等が損壊しないよう、補修や改良工事を計画的におこないます。 ・積雪時の迅速な除雪に備えて、平時から除雪体制の維持をおこないます。 ・災害発生時に橋梁が通行不可能な事態とならないよう、維持・管理を適切におこないます。 ・農道や林道の維持・管理を適切におこない、孤立集落や二次災害の発生を防ぎます。		
主な事業		担当部署
改良工事 町道 1183 号線（川戸）		建設課
改良工事 町道金井・川戸線		建設課
改良工事 町道岩井・金井線		建設課
改良工事 町道 1051 号線（岩井）		建設課
改良工事 町道 1328 号線～町道植栗・十二ヶ原線		建設課
改良工事 町道 6096 号線（奥田）		建設課
改良工事 町道 1068 号線（岩井）		建設課
改良工事 町道 1137 号線（岩井）		建設課
改良工事 町道新井・横谷・松谷線		建設課
改良工事 町道馬場・手子丸線		建設課
改良工事 町道矢倉・沢尻線（岩島橋）		建設課
改良工事 町道田谷・貫井線		建設課
改良工事 町道程岩・堂ヶ沢線		建設課
舗装改修工事 町道大沢・長藤線		建設課
舗装改修工事 町道元ノ宿・栗平峠線		建設課
地域道路管理事業		建設課
道路維持管理委託事業		建設課
道路保守管理工事 町道 70 号線（五町田）		建設課
除雪対策事業		建設課
道路維持管理用車両（維持管理）		建設課
改良工事 町道 5059 号線（須郷沢）		建設課
改良工事 町道 1126 号線（金井）		建設課
改良工事 辻・古谷線		建設課
改良工事 中井・東村線		建設課
橋梁補修・耐震工事		建設課

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

主な事業(続き)		担当部署(続き)	
橋梁補修・耐震工事 詳細設計		建設課・農林課	
橋梁定期点検委託		建設課	
橋梁撤去事業(大戸)		建設課	
橋梁維持工事		建設課	
県営農道保全対策事業(榛名西麓地区)		建設課	
道路保守管理工事(農道榛名西麓線)		建設課	
急傾斜地崩壊対策事業		建設課	
原材料支給 舗装 外		建設課	
舗装改良工事 林道北榛名山線(県単)		農林課	
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
橋梁長寿命化修繕計画に基づく補修・耐震工事	1 橋/年 (令和2年度)	1 橋/年 (令和9年度)	建設課
橋梁長寿命化修繕計画に基づく維持工事	10 橋/年 (令和2年度)	10 橋/年 (令和9年度)	建設課
林道施設の個別施設計画に基づく補修・耐震工事	0 橋/年 (令和3年度)	1 橋/年 (令和8年度)	農林課

※K P I : 令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

2-2	住環境の整備	重点化度 I	
担当部署	総務課東支所、企画課、まちづくり推進課、建設課		
リスクシナリオ	A-1, A-3, B-7, G-1, G-4, G-5, H-1		
推進方針・対応方策			
・災害発生時に公営住宅が損壊することのないよう、計画的な維持、管理や更新をおこないます。 ・人口減少による地域防災力の低下を防ぐため、移住者に対する支援を充実します。 ・地震に対する木造住宅の安全性の確保及び向上を図るため、耐震診断や耐震改修に係る費用を補助します。 ・災害発生時の空家倒壊による災害廃棄物発生を抑制するため、空家の除去に必要な費用を補助します。 ・災害発生時に避難場所としての活用が想定されている公園等を適切に維持・管理します。			
主な事業		担当部署	
公営住宅建替事業		建設課	
公営住宅管理事業		建設課	
定住促進住宅管理事業（箱島団地）		建設課	
移住相談窓口の設置・推進事業		企画課	
お試し移住用住居管理事業		企画課	
移住支援金（地方創生推進交付金）		企画課	
移住支援金（少子化対策重点推進補助金）		企画課	
定住促進事業（住宅取得奨励補助金）		まちづくり推進課	
木造住宅耐震診断者派遣事業		建設課	
住宅・建築物安全ストック形成事業		建設課	
宅地造成事業		総務課東支所	
空家除却費補助金		建設課	
空家等対策協議会		企画課	
公園等管理事業		まちづくり推進課	
都市公園管理事業		まちづくり推進課	
K P I（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
公営住宅等長寿命化計画に基づく集約建替	50棟161戸 （令和2年度）	50棟149戸 （令和12年度）	建設課
空き家バンク 延べ登録者数	18件 （令和2年度）	維持 （令和6年度）	企画課
空き家バンク 延べマッチング数	0件 （令和2年度）	3件 （令和6年度）	企画課
移住サポーター 登録人数	6件 （令和2年度）	維持 （令和6年度）	企画課

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

K P I (続き)	現状(続き)	目標(続き)	担当部署(続き)
お試し住居 年間利用件数	0 件 (令和 2 年度)	10 件 (令和 6 年度)	企画課
お試し住居利用者 延べ移住件数	0 件 (令和 2 年度)	1 件 (令和 6 年度)	企画課

※ K P I : 令和 4 年 3 月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

2-3	公共交通体系の強化		重点化度 I
担当部署	総務課、企画課、まちづくり推進課 等		
リスクシナリオ	B-5, B-6, E-2, G-3, G-6		
推進方針・対応方策			
・公共交通ネットワークを再編し、災害に対して強靱なサービスの提供を目指します。 ・群馬原町駅舎内に観光協会を配置し、駅利用者の利便性向上を図るほか、町内各駅のトイレを管理し、災害発生時に不足しがちな避難所のトイレの代用として活用します。 ・治安の悪化を防ぐため、町内のＪＲの駅にある防犯カメラを管理・活用します。			
主な事業			担当部署
公共交通ネットワークの再構築			企画課ほか
地域の公共交通計画(マスタープラン)の策定			企画課
乗合バスの運行			企画課
乗合バスの運行〔スクールバスと連携関連〕			企画課
駅トイレ管理事業			企画課
ＪＲ群馬原町駅有人化対策			まちづくり推進課
防犯カメラ管理事業（４駅）			総務課
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
地域の公共交通計画 (マスタープラン)の策定	未策定 (令和３年度)	策定 (令和５年度)	企画課
防犯カメラ管理事業 (４駅)	４駅 (令和２年度)	維持 (令和４年度)	総務課

※ K P I : 令和４年３月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ 施策分野⑤ 施策分野⑥ 施策分野⑦

2-4	情報通信基盤の整備		重点化度一
担当部署	総務課東支所、企画課、保健センター、町民課、税務課 等		
リスクシナリオ	A-5, C-1, C-3		
推進方針・対応方策			
・インターネット回線等災害情報を収集するのに必要な設備を適切に維持・管理します。 ・吾妻郡内町村で情報システムの共同利用を推進し、業務の効率化、経費削減やセキュリティの向上を図ります。 ・町職員に対して情報セキュリティに関する研修や訓練を定期的の実施し、セキュリティの向上を図ります。 ・オンライン上でおこなえる各種手続きや証明書発行のための体制を構築し、災害発生により町庁舎が被災した場合における行政サービスの大幅な低下を防ぎます。			
主な事業			担当部署
光ケーブル等管理事業			企画課
あづまケーブルテレビ・光ケーブル事業			総務課東支所
郡内情報システム共同化事業			企画課ほか
情報セキュリティ対策事業			企画課・全課
情報セキュリティに関する研修・訓練			企画課・全課
通知カード・個人番号カード管理事業			町民課
子育てワンストップサービス			保健センター
コンビニ交付サービス事業			町民課・税務課
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
通知カード・個人番号カード管理事業	1,366 枚交付 (令和2年度)	1,500 枚交付 (令和4年度)	町民課
コンビニ交付サービス事業	287 件発行 (令和2年度)	350 件発行 (令和4年度)	町民課
コンビニ交付サービス事業	8 件発行 (令和2年度)	30 件発行 (令和4年度)	税務課

※ K P I : 令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進	重点化度 I
担当部署	総務課、まちづくり推進課、農林課	
リスクシナリオ	A-1, A-2, A-3, A-4, A-5, B-1, B-2, B-3, B-4, B-5, B-6, B-7, B-8, B-9, B-10, B-11, B-12, C-1, C-2, C-3, D-1, E-1, E-2, F-1, F-2, F-3, F-4, G-1, G-2, G-3, G-4, G-5, G-6, H-1	
推進方針・対応方策		
・災害発生時に適切な消火活動がおこなえるよう、各種消防設備の計画的な維持、管理や更新をおこないます。 ・地域防災力の向上を図るため、自主防災組織の活動を支援します。 ・災害発生時に円滑に対応できるよう、「町地域防災計画」や本計画の見直しを定期的におこないます。 ・治安の悪化を防ぐため、防犯灯や防犯カメラの設置を推進します。 ・災害発生時における防災行政無線の適切な運用に向けて、維持・管理や更新をおこないます。 ・防災意識の高揚に向けて、防災マップの適宜更新をおこないます。 ・町民や防災活動をおこなう関係各所への防災情報伝達に必要なメール配信システムの維持・管理をおこないます。 ・災害発生時に同様の被害を受けている可能性の低い遠方の自治体との相互応援のため、平時から積極的な交流をおこないます。 ・家庭における食料等の備蓄（3日程度）の促進のための啓発活動をおこなうとともに、町としても可能な限り備蓄をおこないます。 ・現在、地域防災計画の一部として記載されている事業継続計画（BCP）について、個別計画としての作り込みをおこなうとともに、町職員への周知徹底をおこないます。		
主な事業		担当部署
消防ポンプ自動車購入		総務課
防火水槽新設		総務課
防火水槽補修		総務課
消防施設及び備品等整備事業		総務課
消火栓新設		総務課
自主防災組織の活動支援		総務課
防災会議		総務課
吾妻広域圏の消防費		総務課
国土強靱化地域計画		総務課
防犯灯管理事業		総務課
防犯カメラ管理事業		総務課
交通安全対策事業		総務課
防災行政無線管理運営事業		総務課
連絡網システム維持管理事業		総務課
住民向けメール配信サービス		総務課

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ 施策分野⑤ 施策分野⑥ 施策分野⑦

主な事業(続き)		担当部署(続き)	
消費者行政の推進		まちづくり推進課	
スクラム支援会議		総務課	
自治体間の相互支援体制の強化		総務課	
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
国土強靱化地域計画	策定 (令和3年度)	進捗管理 (令和4年度以降)	総務課
防犯カメラ管理事業	36台 (令和2年度)	40台 (令和4年度)	総務課
防災行政無線 デジタル化更新事業	完了 (令和3年度)	維持管理 (令和4年度以降)	総務課
住民向け メール配信サービス	1,424名 (令和2年度)	2,000名 (令和4年度)	総務課

※K P I : 令和4年3月の計画策定時点

(3) 施策分野③：生活環境の向上

	3-1	脱炭素・循環型社会の構築		重点化度 I
担当部署		町民課		
リスクシナリオ		B-5, E-1, F-2, G-1, G-6		
推進方針・対応方策				
・災害発生時に発生する災害廃棄物の円滑な処理に向けて、平時から廃棄物処理に係る一部事務組合の適切な運営をおこないます。 ・災害発生時における停電備えて、町内の住宅への太陽光発電システム設置を補助します。 ・災害発生時における有害物質の拡散に備えて、平時から大気汚染測定や水質調査をはじめとした環境モニタリング体制を整備します。				
主な事業			担当部署	
吾妻東部衛生施設組合の運営			町民課	
太陽光発電システム設置費補助金			町民課	
除染対策事業			町民課	
緊急時臭気指数規制対策事業			町民課	
河川等水質検査事業			町民課	
大気汚染測定局管理事業			町民課	
産業廃棄物監視事業			町民課	
不法投棄パトロール事業			町民課	
一般廃棄物処理施設整備事業			町民課	
災害廃棄物処理施設整備事業			町民課	
K P I (重要業績評価指標)		現状	目標	担当部署
太陽光発電システム 設置費補助金		15 件 (令和 2 年度)	20 件 (令和 4 年度)	町民課

※ K P I : 令和 4 年 3 月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

	3-2	自然環境の保全と活用	重点化度Ⅱ
	担当部署	まちづくり推進課、町民課	
	リスクシナリオ	F-2, G-6	
推進方針・対応方策			
・町内の魅力ある自然環境を保全し活用するため、環境活動への補助や必要設備等の維持・管理をおこないます。			
主な事業			担当部署
地域振興事業補助金			まちづくり推進課
不法投棄パトロール事業			町民課
ほたるトイレ管理事業			まちづくり推進課
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ 施策分野⑤ 施策分野⑥ 施策分野⑦

3-3	水の安定供給と汚水処理の適正化		重点化度Ⅱ
担当部署	上下水道課		
リスクシナリオ	B-I, D-I, E-I		
推進方針・対応方策			
・災害発生時に町内の老朽化した上水道施設等が損傷し、長期にわたり水道が使用できない事態を防ぐため、老朽化した施設の更新を計画的におこないます。 ・災害発生時も町内の公共下水道施設や農業集落排水施設の機能を維持するため、平時から適切に維持・管理をおこないます。			
主な事業			担当部署
上水道老朽管更新事業			上下水道課
上水道施設台帳作成事業			上下水道課
簡易水道等施設整備事業			上下水道課
公共下水道運転管理事業			上下水道課
農業集落排水運転管理事業（箱島・岡崎地区）			上下水道課
農業集落排水運転管理事業（岩下・矢倉地区）			上下水道課
K P I（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
上水道老朽管更新事業	3％ （令和２年度）	43％ （令和１２年度）	上下水道課
上水道施設台帳作成事業	20％ （令和２年度）	80％ （令和１２年度）	上下水道課
簡易水道等施設整備事業	10％ （令和２年度）	70％ （令和１２年度）	上下水道課

※ K P I：令和 4 年 3 月の計画策定時点

(4) 施策分野④：産業の振興

4-2	観光基盤・ネットワークの整備		重点化度 I
担当部署	まちづくり推進課		
リスクシナリオ	A-5, B-6, B-7, C-3, G-6		
推進方針・対応方策			
・町内の魅力ある観光資源を積極的に活用し地域振興につなげるため、吾妻渓谷周辺の活性化に向けた各種補助や町内の自然を生かしたアクティビティを楽しむことのできる環境を整備します。 ・災害発生時に観光客に対して避難を呼びかけることのできる環境を整備します。 ・災害発生時に帰宅困難者となってしまった観光客を収容することのできる道の駅や温泉施設を指定管理者制度により適切に維持・管理します。 ・災害発生時に指定緊急避難場所となる町内の公園について、平時から適切に維持・管理します。			
主な事業		担当部署	
吾妻渓谷シャトルバス運行補助金		まちづくり推進課	
観光協会運営補助事業		まちづくり推進課	
吾妻渓谷活性化対策事業〔自転車型トロッコ運行管理〕		まちづくり推進課	
観光等情報施設整備事業（看板設置工事）		まちづくり推進課	
観光宣伝事業		まちづくり推進課	
道の駅管理事業		まちづくり推進課	
桔梗館管理事業		まちづくり推進課	
岩櫃山ほか観光施設管理事業		まちづくり推進課	
温川キャンプ場管理事業		まちづくり推進課	
あづま森林公園キャンプ場管理事業		まちづくり推進課	
公園等管理事業		まちづくり推進課	
都市公園管理事業		まちづくり推進課	
渓谷自然公園事業		まちづくり推進課	
観光振興プランの策定		まちづくり推進課	
K P I（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※ K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ 施策分野⑤ 施策分野⑥ 施策分野⑦

	4-3	商工業の振興	重点化度Ⅱ
	担当部署	まちづくり推進課	
	リスクシナリオ	G-3, H-I	
推進方針・対応方策			
・ 定住人口増加による地域活性化と地域防災力の向上において、住宅の新築やリフォームに対する補助をおこないます。 ・ 町内の商工業活性化と新たな企業立地を促進するため、事業者に対する補助や県外企業に対して本町のPRをおこないます。			
主な事業			担当部署
住宅新築改修等補助事業			まちづくり推進課
勤労者住宅建設資金利子補給事業			まちづくり推進課
商工会街路灯電気料補助事業			まちづくり推進課
空き店舗利活用支援事業			まちづくり推進課
企業立地促進事業			まちづくり推進課
企業誘致セールス事業			まちづくり推進課
若者起業支援事業（若者起業支援補助金）			まちづくり推進課
K P I（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※KPI：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

	4-4	新産業の創出と雇用の促進		重点化度－
担当部署		まちづくり推進課		
リスクシナリオ		H-I		
推進方針・対応方策				
・町内企業の雇用を拡大し、地域経済を活性化するため、高校生を対象とした合同企業説明会を吾妻職業安定協会と共同開催します。				
主な事業			担当部署	
合同企業説明会事業〔雇用対策プロジェクト事業〕			まちづくり推進課	
K P I (重要業績評価指標)		現状	目標	担当部署
※現時点でなし				

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

(5) 施策分野⑤：保健・医療・福祉の充実

	5-1	健康づくりの推進	重点化度－
	担当部署	保健福祉課	
	リスクシナリオ	B-5, C-1	
推進方針・対応方策			
・災害発生時の、平時と比較すると不衛生な環境下における感染症のまん延を防止するため、平時から各種予防接種を推進します。			
主な事業			担当部署
定期予防接種事業			保健福祉課
定期外予防接種事業			保健福祉課
インフルエンザ予防事業			保健福祉課
新型コロナウイルスワクチン接種事業			保健福祉課
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※ K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

5-2	地域医療体制の充実	重点化度 I	
担当部署	保健福祉課、町民課 等		
リスクシナリオ	B-4, B-5, B-8, B-11, C-1		
推進方針・対応方策			
・災害発生時に必要な医療体制を円滑に提供できる体制を整備するため、原町赤十字病院に対する補助をおこないます。 ・要配慮者への支援体制を強化するため、中之条病院の運営費を適切に負担します。 ・国民健康保険事業や後期高齢者医療制度の適切な運営に向けて、医療費の適正化、制度の周知や収納率の向上に努めます。			
主な事業		担当部署	
原町赤十字病院施設等整備費補助金		保健福祉課	
原町赤十字病院医師確保対策費助成金		保健福祉課	
原町赤十字病院との連携強化プロジェクトチームの設置		保健福祉課ほか	
公的病院運営費助成事業		保健福祉課	
吾妻広域圏の救急医療費		保健福祉課	
中之条病院の健全化		保健福祉課	
群馬県統合型医療情報システム		保健福祉課	
国民健康保険事業〔事業勘定〕		町民課	
国民健康保険診療所管理運営事業〔施設勘定〕		町民課	
後期高齢者医療事業		町民課	
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
後期高齢者医療事業	99.71% (令和2年度)	100.00% (令和4年度)	町民課

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ **施策分野⑤** 施策分野⑥ 施策分野⑦

5-3	高齢者福祉の充実	重点化度－
担当部署	保健福祉課	
リスクシナリオ	B-8, B-11	
推進方針・対応方策		
・災害発生時に支援が必要になる高齢者の把握や福祉避難所の運営に向けて、社会福祉協議会との連携を進めます。 ・災害発生時に支援が必要となる高齢者に対する各種支援や養護老人ホームの活用をおこないます。		
主な事業		担当部署
生きがい対応デイサービス事業		保健福祉課
高齢者軽度生活支援事業		保健福祉課
緊急通報システム設置運営事業		保健福祉課
養護老人ホーム入所措置		保健福祉課
認知症サポーター養成事業		保健福祉課
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標
※現時点でなし		

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ **施策分野⑤** 施策分野⑥ 施策分野⑦

5-4	障害者福祉の推進	重点化度－	
担当部署	保健福祉課		
リスクシナリオ	B-8, B-11		
推進方針・対応方策			
・災害発生時に必要な支援体制を構築するため、平時から障害のある方が自立した生活 または社会生活を営むことができるよう、個人の状況に応じた支援をおこないます。			
主な事業		担当部署	
障害者地域生活支援事業		保健福祉課	
重度身体障害者日常生活用具給付事業〔地域生活支援必須事業〕		保健福祉課	
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

	5-5	地域福祉の推進	重点化度Ⅱ
	担当部署	保健福祉課	
	リスクシナリオ	B-4, B-8, B-11	
推進方針・対応方策			
・災害発生時の円滑な連携と避難行動要支援者への支援に向けて、社会福祉協議会、民生委員・児童委員に対して運営費補助をおこないます。			
主な事業			担当部署
社会福祉協議会運営費補助			保健福祉課
民生委員児童委員協議会運営費補助			保健福祉課
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ **施策分野⑤** 施策分野⑥ 施策分野⑦

	5-6	子育て支援の充実	重点化度－
	担当部署	保健センター	
	リスクシナリオ	C-I	
推進方針・対応方策			
・子育てに関する手続きなど、オンライン上でおこなえる各種手続きや証明書発行のための体制を構築し、災害発生により町庁舎が被災した場合における行政サービスの大幅な低下を防ぎます。			
主な事業			担当部署
子育てワンストップサービス			保健センター
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※ K P I : 令和4年3月の計画策定時点

(6) 施策分野⑥：教育・文化の充実

	6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進		重点化度Ⅲ
担当部署		社会教育課、各公民館		
リスクシナリオ		A-1, B-5, B-7, B-8, H-1		
推進方針・対応方策				
・学校、家庭や地域社会が一体となって子どもたちに防災教育をはじめとした社会に対する関心、自ら学び考える力や豊かな人間性等についての教育の場を提供し地域防災力の向上に努めます。 ・災害発生時に老朽化した社会教育施設、社会体育館や文化施設等が損壊しないよう、耐震化改修、計画的な維持、管理や更新をおこないます。				
主な事業				担当部署
土曜教室事業(わんぱく kids 等)				各公民館
社会体育施設管理事業				社会教育課
社会教育施設等維持工事				社会教育課
社会体育施設等維持工事				社会教育課
文化施設等維持工事				社会教育課
K P I (重要業績評価指標)		現状	目標	担当部署
※現時点でなし				

※ K P I : 令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野① 施策分野② 施策分野③ 施策分野④ 施策分野⑤ 施策分野⑥ 施策分野⑦

6-2	学校教育の充実	重点化度 I	
担当部署	学校教育課		
リスクシナリオ	B-1, B-5, B-7, B-8, B-12, C-3		
推進方針・対応方策			
・災害発生時における停電に備えて、町内の避難所として指定されている小中学校施設等に太陽光発電システムを導入します。 ・児童や生徒が災害情報等の必要な情報を適切に活用することができるよう、小中学校において情報通信端末を使用した学習環境の構築をおこないます。 ・災害発生時に老朽化した小中学校施設が損壊し、児童や生徒への危害発生や避難所としての活用が困難な事態とならないよう、計画的な維持、管理や改修をおこないます。 ・小中学校やこども園の快適な生活環境構築のため、照明設備の更新などを計画的におこないます。 ・災害発生時に支援が必要な子どもに対する支援を充実させるため、特別支援員（支援員）を配置します。			
主な事業		担当部署	
小学校施設整備事業		学校教育課	
中学校施設整備事業		学校教育課	
こども園施設整備事業		学校教育課	
特別支援教育事業		学校教育課	
K P I（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
学校施設の個別施設計画に基づく改修工事	1 件 （令和 2 年度）	8 件 （令和 7 年度）	学校教育課

※ K P I : 令和 4 年 3 月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

	6-3	歴史的・文化的資産の保存と継承	重点化度－	
	担当部署	社会教育課		
	リスクシナリオ	G-6		
推進方針・対応方策				
・本町の貴重な観光資源や文化財を整備・保存し、観光振興への活用をおこないます。 ・災害発生時に文化財が被災することなく、安定して次世代に継承するために適切に保存や保護をおこなう団体へ補助をおこないます。				
主な事業			担当部署	
吾妻峡保存管理事業			社会教育課	
国・県・町指定文化財保護事業			社会教育課	
岩櫃城跡保存整備事業			社会教育課	
文化財活動団体の育成・支援			社会教育課	
K P I (重要業績評価指標)		現状	目標	担当部署
岩櫃城跡保存整備事業		継続 (令和3年度)	保存活用計画 策定 (令和5年度)	社会教育課

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

6-4	歴史・文化の発信と交流の拡大	重点化度Ⅱ	
担当部署	企画課、まちづくり推進課		
リスクシナリオ	C-2, G-6, H-I		
推進方針・対応方策			
・災害発生時に同様の被害を受けている可能性の低い遠方の自治体との相互応援のため、平時から積極的な交流をおこないます。 ・地域おこし協力隊の本町への定住を促進し地域を活性化するため、隊員が町内で起業する際に必要な経費を補助します。 ・吾妻溪谷エリアの廃線や廃道を活用した観光施設を整備し、町内の観光産業を振興します。			
主な事業		担当部署	
都市交流促進事業		企画課	
地域おこし協力隊の起業支援		まちづくり推進課	
吾妻溪谷活性化対策事業〔自転車型トロッコ運行管理〕		まちづくり推進課	
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
※現時点でなし			

※ K P I : 令和4年3月の計画策定時点

(7) 施策分野⑦：行財政改革の推進

7-1	町財産の適正管理	重点化度Ⅱ	
担当部署	総務課、農林課		
リスクシナリオ	A-1, F-3, G-1, G-5		
推進方針・対応方策			
・老朽化により使用されていない町有施設について、災害発生時の損壊防止のため早期に解体撤去します。 ・林道について個別施設計画に基づく、計画的な長寿命化対策を実施します。 ・災害発生時の土地利用状況混乱により復興が遅れてしまう事態を回避するため、平時から効率的な地籍調査を推進します。			
主な事業		担当部署	
公共施設等総合管理計画		総務課	
旧町有施設等除却事業		総務課	
橋梁補修・耐震工事 詳細設計		農林課	
東吾妻町地籍調査事業		農林課	
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
公共施設等総合管理計画	継続 (令和3年度)	事業完了 (令和38年度)	総務課
東吾妻町総務課等 所管施設個別施設計画	策定 (令和2年度)	事業完了 (令和31年度)	総務課
林道施設の個別施設計画に 基づく補修・耐震工事	0橋／年 (令和3年度)	1橋／年 (令和8年度)	農林課

※ K P I : 令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

	7-2	効率的な組織運営の推進	重点化度Ⅱ
	担当部署	総務課東支所、町民課、税務課 等	
	リスクシナリオ	A-1, A-2, A-3, C-1	
推進方針・対応方策			
・オンライン上でおこなえる各種手続きや証明書発行のための体制を構築し、災害発生により町庁舎が被災した場合における行政サービスの大幅な低下を防ぎます。 ・災害発生時に行政機能が低下することのないよう、東支所やあづま農村環境改善センターについて老朽化対策をはじめとした適切な維持・管理をおこないます。			
主な事業			担当部署
効率的な窓口体制の整備			町民課・全課
コンビニ交付サービス事業			町民課・税務課
支所等管理事業			総務課東支所
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標	担当部署
コンビニ交付サービス事業	287 件発行 (令和 2 年度)	350 件発行 (令和 4 年度)	町民課
コンビニ交付サービス事業	8 件発行 (令和 2 年度)	30 件発行 (令和 4 年度)	税務課

※ K P I : 令和 4 年 3 月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

施策分野①
 施策分野②
 施策分野③
 施策分野④
 施策分野⑤
 施策分野⑥
 施策分野⑦

7-3	広域行政の推進	重点化度 I
担当部署	総務課、企画課	
リスクシナリオ	A-5, B-1, C-1, C-2, C-3	
推進方針・対応方策		
・強靱な情報ネットワーク運用のため、群馬県および県内市町村と共同で導入した情報セキュリティ対策を継続して利用します。 ・災害発生時に同様の被害を受けている可能性の低い遠方の自治体との相互応援のため、平時から積極的な交流をおこないます。		
主な事業		担当部署
群馬自治体情報セキュリティクラウド		企画課
スクラム支援会議		総務課
自治体間の相互支援体制の強化		総務課
K P I (重要業績評価指標)	現状	目標
※現時点でなし		

※K P I：令和4年3月の計画策定時点

2. 施策の重点化

限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、施策の優先順位付けをおこない、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

本計画に位置付ける個別の施策について、マトリクス表（別紙1）を活用して、以下の観点から総合的に勘案し、表10のとおり重点施策を選定します。なお、重点施策として選定されなかった施策も、町総合計画や町分野別計画において積極的に進めてまいります。

【評価軸】

①たくさんのリスクシナリオに関わってくる施策（施策を軸）

…施策が進めば様々なリスクの回避に繋がる

②リスクシナリオの回避に関わる施策が少ない（リスクシナリオを軸）

…その施策を進めなければリスクを回避することが難しい

【重点化度】

I：評価軸①②ともに該当する施策

II・III：評価軸①または②のどちらかにのみ該当

…評価軸②のみ該当する施策を優先して重点化度を「II」とし、評価軸①のみ該当する施策の重点化度を「III」とする。

表10 本計画により重点化する施策（重点化度）

No.	施策	評価軸		重点化度
		①	②	
1-1	住民と行政の協働の推進		●	II
2-1	道路交通網の整備	●	●	I
2-2	住環境の整備	●	●	I
2-3	公共交通体系の強化	●	●	I
2-5	防災・防犯・交通安全対策の推進	●	●	I
3-1	脱炭素・循環型社会の構築	●	●	I
3-2	自然環境の保全と活用		●	II
3-3	水の安定供給と污水处理の適正化		●	II
4-2	観光基盤・ネットワークの整備	●		III
5-2	地域医療体制の充実	●		III
6-1	生涯学習・生涯スポーツの推進	●		III
6-2	学校教育の充実	●	●	I
6-4	歴史・文化の発信と交流の拡大		●	II
7-1	町財産の適正管理		●	II
7-2	効率的な組織運営の推進		●	II
7-3	広域行政の推進	●	●	I

第4章 強靱化の推進方針

【評価軸①の解説】

【別紙1】東吾妻町第2次総合計画実施計画施策体系に基づく国土強靱化に係るリスクシナリオへの対応（マトリクス表）

2024.3時点版

施策	1	2	3	4	5	6	7							
								1	2	3	4	5	6	7
								1	2	3	4	5	6	7
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	7. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)							
基本計画 第2次 総合計画 実施計画 体系	1. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	2. 気候変動による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	3. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	4. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	5. 自然災害による被害の拡大 (住民・事業者の被害)	6								

- ・[黒枠]の施策が関わるリスクシナリオは限定的ですが、[青枠]の施策は多くのリスクシナリオに関わるため、[青枠]の施策を進めることで多くのリスクシナリオの回避に繋がります。
- ・すなわち、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるために、[青枠]>[黒枠]の優先順位をつけることになります。

【評価軸②の解説】

【別紙1】東吾妻町第2次総合計画実施計画施策体系に基づく国土強靱化に係るリスクシナリオへの対応（マトリクス表）

2024.3時点版

施策		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
		1	2	3	4	5	6	7
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次総合計画実施計画体系						
基本計画第2次総合計画実施計画体系		基本計画第2次						

- ・[黒枠]のリスクシナリオに関わる施策はいくつも確認できますが、[赤枠]のリスクシナリオに関わる施策は少ないため、[赤枠]に該当する施策を進めなければ、リスクシナリオを回避できません。
- ・すなわち、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるために、[赤枠]>[黒枠]の優先順位をつけることになります。

3. K P I（重要業績評価指標）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための有効な施策について、K P I（重要業績評価指標）を表11のとおり設定しました。K P Iは、施策の進行管理に活用します。

表11 K P I（重要業績評価指標）（1/2）

K P I（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
住民センター整備事業	11 行政区 17,900,000 円 (令和2年度)	継続 (令和4年度)	総務課
住民センター用地 賃貸料補助事業	38 行政区 1,314,240 円 (令和2年度)	継続 (令和4年度)	総務課
魅力あるコミュニティ 助成事業等	2 団体 20,000,000 円 (令和2年度)	継続 (令和4年度)	総務課
広報ひがしあがつまの発行	毎月発行 (令和2年度)	維持 (令和4年度)	総務課
文書管理職員研修への 参加率	実施できず (令和2年度)	70% (令和4年度)	総務課
橋梁長寿命化修繕計画に 基づく補修・耐震工事	1 橋/年 (令和2年度)	1 橋/年 (令和9年度)	建設課
橋梁長寿命化修繕計画に 基づく維持工事	10 橋/年 (令和2年度)	10 橋/年 (令和9年度)	建設課
林道施設の個別施設計画に 基づく補修・耐震工事	0 橋/年 (令和3年度)	1 橋/年 (令和8年度)	農林課
公営住宅等長寿命化計画に 基づく集約建替	50 棟 161 戸 (令和2年度)	50 棟 149 戸 (令和12年度)	建設課
空き家バンク 延べ登録者数	18 件 (令和2年度)	維持 (令和6年度)	企画課
空き家バンク 延べマッチング数	0 件 (令和2年度)	3 件 (令和6年度)	企画課
移住サポーター 登録人数	6 件 (令和2年度)	維持 (令和6年度)	企画課
お試し住居 年間利用件数	0 件 (令和2年度)	10 件 (令和6年度)	企画課
お試し住居利用者 延べ移住件数	0 件 (令和2年度)	1 件 (令和6年度)	企画課

※ K P I：令和4年3月の計画策定時点

第4章 強靱化の推進方針

表11 KPI（重要業績評価指標）（2/2）

KPI（重要業績評価指標）	現状	目標	担当部署
地域の公共交通計画 （マスタープラン）の策定	未策定 （令和3年度）	策定 （令和5年度）	企画課
防犯カメラ管理事業 （4駅）	4駅 （令和2年度）	維持 （令和4年度）	総務課
通知カード・個人番号 カード管理事業	1,366枚交付 （令和2年度）	1,500枚交付 （令和4年度）	町民課
コンビニ交付サービス事業	287件発行 （令和2年度）	350件発行 （令和4年度）	町民課
コンビニ交付サービス事業	8件発行 （令和2年度）	30件発行 （令和4年度）	税務課
国土強靱化地域計画	策定 （令和3年度）	進捗管理 （令和4年度以降）	総務課
防犯カメラ管理事業	36台 （令和2年度）	40台 （令和4年度）	総務課
防災行政無線 デジタル化更新事業	完了 （令和3年度）	維持管理 （令和4年度以降）	総務課
住民向け メール配信サービス	1,424名 （令和2年度）	2,000名 （令和4年度）	総務課
太陽光発電システム 設置費補助金	15件 （令和2年度）	20件 （令和4年度）	町民課
上水道老朽管更新事業	3% （令和2年度）	43% （令和12年度）	上下水道課
上水道施設台帳作成事業	20% （令和2年度）	80% （令和12年度）	上下水道課
簡易水道等施設整備事業	10% （令和2年度）	70% （令和12年度）	上下水道課
後期高齢者医療事業	99.71% （令和2年度）	100.00% （令和4年度）	町民課
学校施設の個別施設計画に 基づく改修工事	1件 （令和2年度）	8件 （令和7年度）	学校教育課
岩櫃城跡保存整備事業	継続 （令和3年度）	保存活用計画 策定 （令和5年度）	社会教育課
公共施設等総合管理計画	継続 （令和3年度）	事業完了 （令和38年度）	総務課
東吾妻町総務課等 所管施設個別施設計画	策定 （令和2年度）	事業完了 （令和31年度）	総務課

※KPI：令和4年3月の計画策定時点

第5章 計画の推進

1. 他計画等の見直し

本計画は、「町総合計画」と整合・調和を図っている計画であるとともに、本町の様々な分野の計画等の地域強靱化に係る指針となるものであることから、「町地域防災計画」をはじめ、地域強靱化に関係する他の計画等の改定の際には、本計画の内容と整合を図るものとしします。

2. 計画の推進と進行管理

本計画の実効性を確保するとともに、各施策の進捗を把握するためには、進行管理をおこなうことが重要となります。第4章では、町総合計画にも掲載されているKPI（重要業績評価指標）や各課で把握している進捗状況等について、施策ごとに関連のあるものを掲載しました。また、事業の推進にあたっては、国や県などとの連携も必要不可欠のことから、国土強靱化に係る交付金・補助金に関する一覧を『別紙2』として整理します。

本計画は、町総合計画の施策体系と一致させていることから、町総合計画の進行管理をおこなうことで、本計画の進行管理も同時に確認できるような構成としております。

計画の推進にあたっては、PDCAサイクルの考え方（図13）に基づいた進行管理をおこなうこととします。

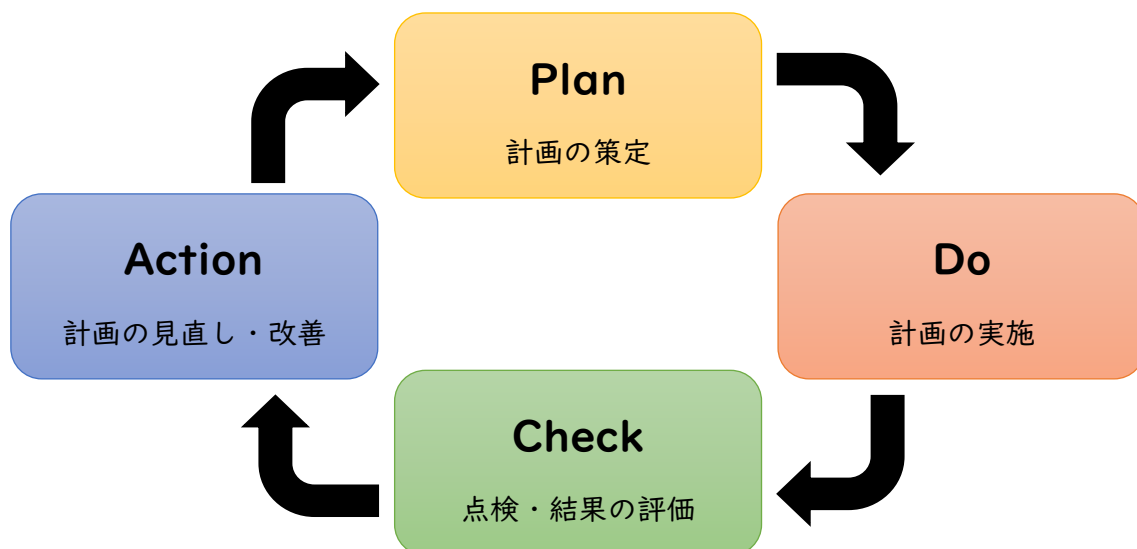


図13 PDCAサイクルの考え方

東吾妻町国土強靱化地域計画

発行日	令和7年 3月
発行者・問合せ先	東吾妻町総務課
TEL	0279-68-2111（代表）
FAX	0279-68-4900
E-mail	s-anzen@town.higashiagatsuma.gunma.jp
